

平成 22 年度第 2 回中部ブロック発注者協議会 次 第

日時：平成 22 年 10 月 18 日

13:30 ～ 15:30

場所：名古屋ガーデンパレス 3F 葵

1. 開 会

2. 挨 拶 国土交通省 中部地方整備局 局長

3. 議 事

(1) 平成 22 年度発注者協議会スケジュールについて

・・・資料-1

(2) 平成 22 年 5 月 21 日公表

建設生産システムの適正化に向けた取り組みに関する
自己評価について

・・・資料-2

(3) 県ブロック会議開催状況について

・・・資料-3

(4) 建設生産システムの適正化に向けた取り組みに関する 事例の紹介

岐阜県 ・・・資料-4-1

静岡県 ・・・資料-4-2

浜松市 ・・・資料-4-3

沼津市 ・・・資料-4-4

豊田市 ・・・資料-4-5

農林水産省東海農政局 ・・・資料-4-6

国土交通省中部地方整備局 ・・・資料-4-7

(5) その他

中部ブロック発注者協議会情報の共有等について

・・・資料-5-1

公共工事の品質確保の取り組みに関する中部地方整
備局の自己評価について

・・・資料-5-2

4. 閉 会

農林水産省 東海農政局 局長

平成22年度 第2回中部ブロック発注者協議会 < 出席者名簿 >

所 属	役職名	氏名	備考
警察庁中部管区警察局	総務監察部長	伊藤 智	代理 総務監察部会計課課長補佐 石井 博
警察庁中部管区警察学校	学校長	鳥居 宏	代理 会計課次席 古澤利正
財務省東海財務局	総務部長	加藤 正樹	代理 会計課長 堀江 弘保
財務省名古屋税関	総務部長	今野 孝一	代理 総務部会計課長 小島 晃
国税庁名古屋国税局	総務部次長	多田 藤兵衛	代理 営繕監理官 小久江 元秀
厚生労働省東海北陸厚生局	局長	関山 昌人	欠席 会計係主査 出水 邦宏
厚生労働省岐阜労働局	局長	矢部 憲一	欠席
厚生労働省静岡労働局	局長	新宅 友穂	欠席
厚生労働省愛知労働局	局長	熊谷 毅	欠席
厚生労働省三重労働局	局長	柳瀬 倫明	欠席
農林水産省東海農政局	局長	竹森 三治	
林野庁中部森林管理局	局長	城土 裕	代理 経理課長 土屋 正泰
経済産業省中部経済産業局	総務企画部長	田端 祥久	代理 総務企画部 会計課長 正木 朗
国土交通省中部地方整備局	局長	富田 英治	
国土交通省中部地方整備局	企画部長	野田 徹	
国土交通省中部運輸局	局長	森重 俊也	代理 会計課長 岩淵 伸吾
海上保安庁第四管区海上保安本部	総務部長	福谷 幸資	代理
環境省中部地方環境事務所	所長	市原 信男	代理
岐阜県	副知事	西藤 公司	代理 入札制度・建設業企画監 野原 匡人
静岡県	副知事	岩瀬洋一郎	代理 交通基盤部技術管理課長 内田 賢
愛知県	副知事	片桐 正博	代理 建設部技監 澤田 弘二
三重県	副知事	江畑 賢治	代理 公共事業運営室長 里 宏幸
静岡市	副市長	清水 喜代志	代理 土木部長 長谷川 篤
浜松市	副市長	花嶋 秀樹	代理 土木部 参事 田中 宏明
名古屋市	副市長	住田 代一	代理 財政局契約監理監 小林明生
岐阜県市長会	市長会会長	土野 守	欠席
静岡県市長会	市長会会長	小嶋 善吉	欠席
愛知県市長会	市長会会長	中野 直輝	欠席
三重県市長会	市長会会長	川岸 光男	欠席
岐阜県町村会	町村会会長	赤塚 新吾	欠席
静岡県町村会	町村会会長	村松 藤雄	欠席
愛知県町村会	町村会会長	江戸 満	欠席
三重県町村会	町村会会長	佐藤 均	欠席
中日本高速道路株式会社 名古屋支社	支社長	岩田 久志	代理 副支社長 名古屋 義和
(独)都市再生機構中部支社	支社長	小野沢 透	代理 都市再生業務部長 萩田 雅也
(独)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター	所長	吉田 東雄	施設建設課長 山本 勝
(独)水資源機構中部支社	支社長	丸山 和彦	
(独)森林総合研究所森林農地整備センター中部整備局	局長	元宿 作	代理 契約課長 下蘭英臣
岐阜県道路公社	理事長	藤井 徳介	代理 技術参事兼事業部長 奥原 寿隆
静岡県道路公社	理事長	村松 靖則	代理 道路部長 正岡 泰
愛知県道路公社	理事長	江坂 正安	
三重県道路公社	理事長	高杉 勲	代理 理事 溝畑一雄
名古屋高速道路公社	理事長	森 徳夫	代理 副理事長 酒井利夫
名古屋港管理組合	副管理者	山田孝嗣	代理 建設部長 長尾登起夫
四日市港管理組合	副管理者	石垣 英一	代理 理事 鎌田 一郎
日本下水道事業団東海総合事務所	所長	山下 研二	
法務省名古屋法務局(オブザーバー)			欠席
名古屋高等裁判所(オブザーバー)	課長補佐	野津 聡	
豊田市	総務部契約課長	山内 弘一	

平成22年度中部ブロック発注者協議会スケジュール（案）

平成22年度目標

- ・総合評価落札方式導入の推進
- ・自己評価の実施

資料-1

■平成22年4月28日 平成22年度第1回協議会開催

■平成22年5月21日 記者発表

「公共事業等に係る建設生産システムの適正化に向けた自己評価」
～中部ブロック発注者協議会における取り組み～

□平成22年10月18日 平成22年度第2回協議会

議題:総合評価落札方式普及の取組について

平成21年度自己評価結果について

平成22年6月30日 第1回作業部会

平成22年8月30日 第1回幹事会

□平成23年4月 平成23年度第1回協議会

議題:建設生産システムの適正化に向けた取組に関する自己評価

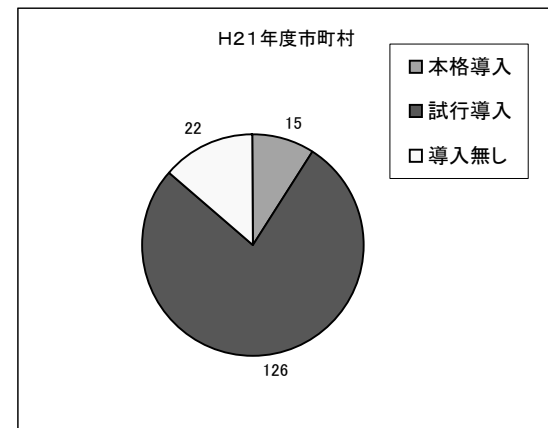
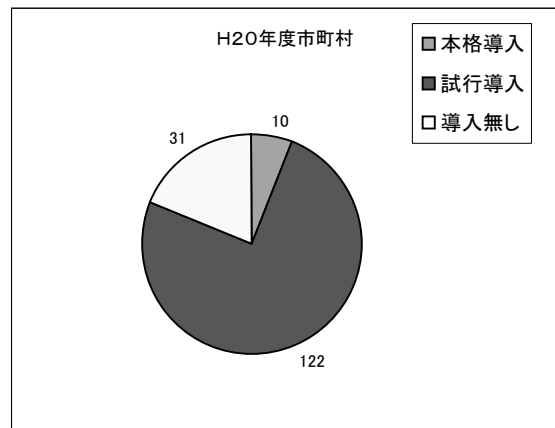
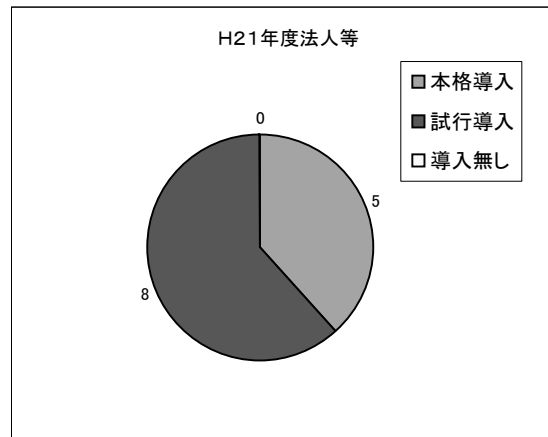
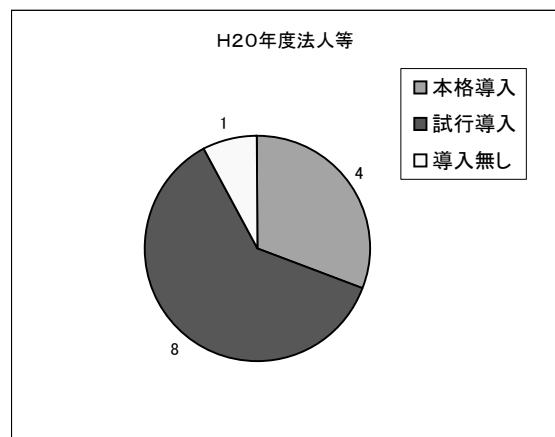
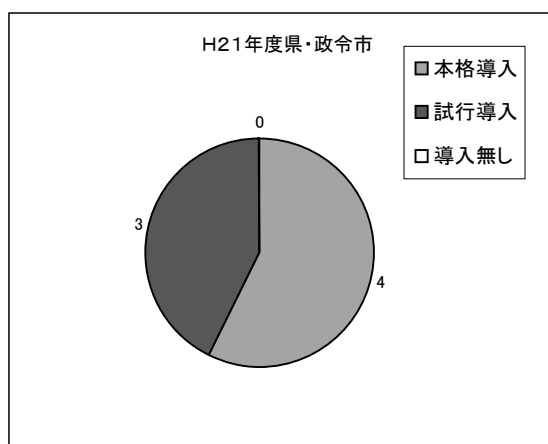
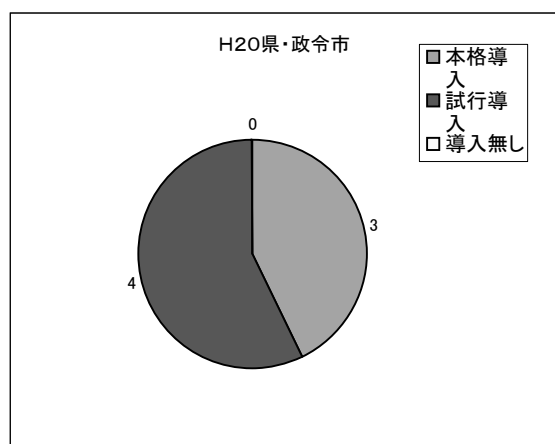
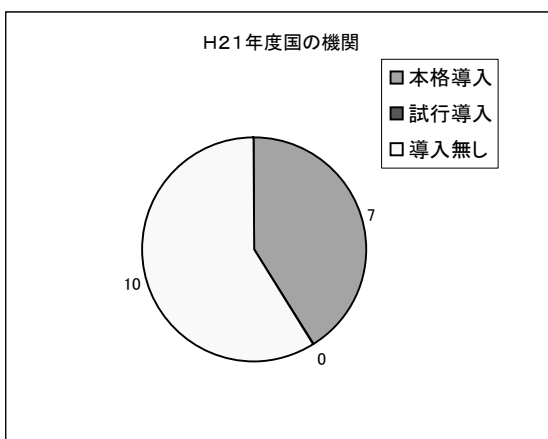
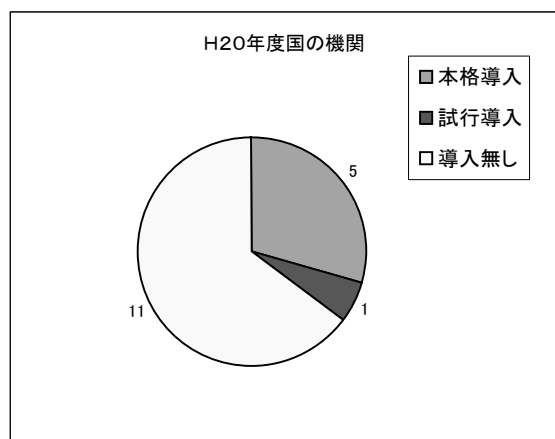
総合評価落札方式普及の取組について

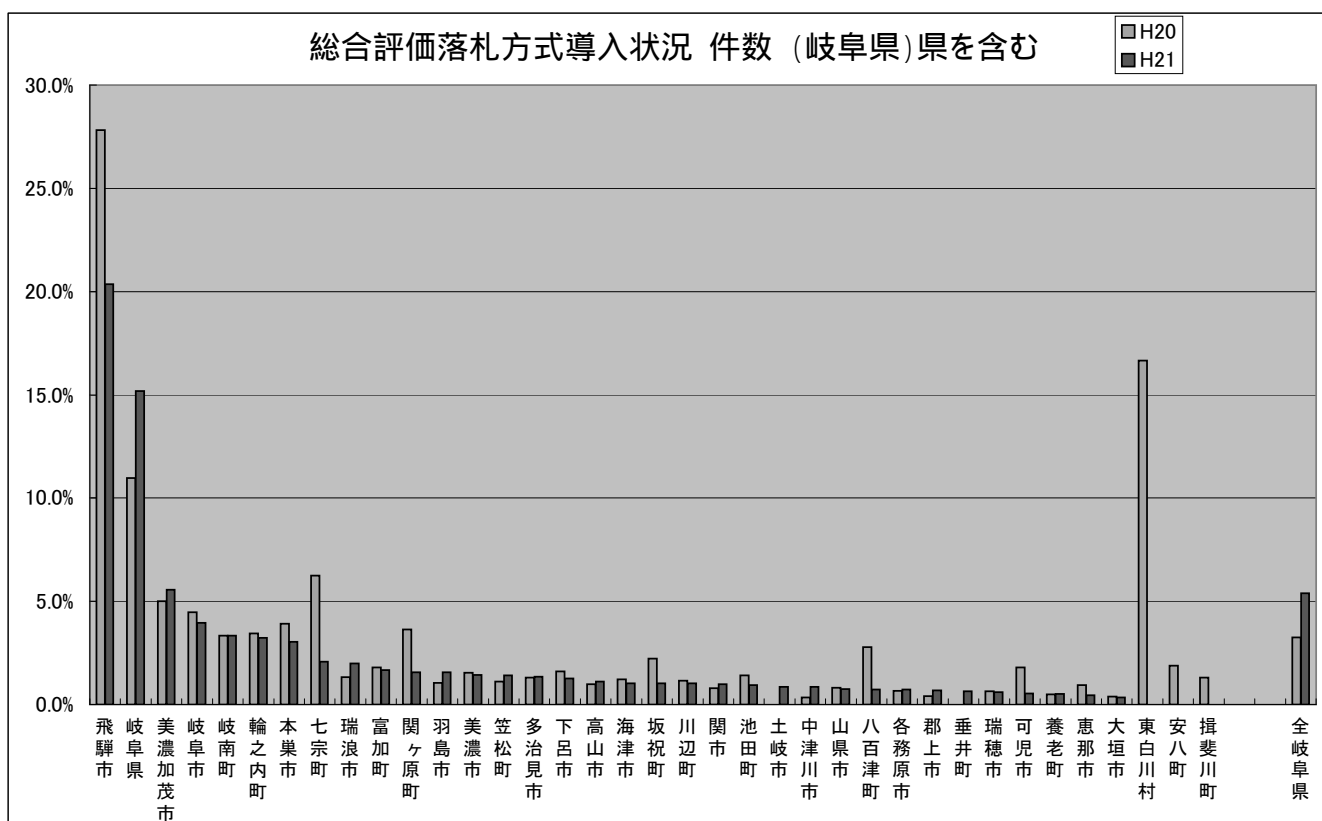
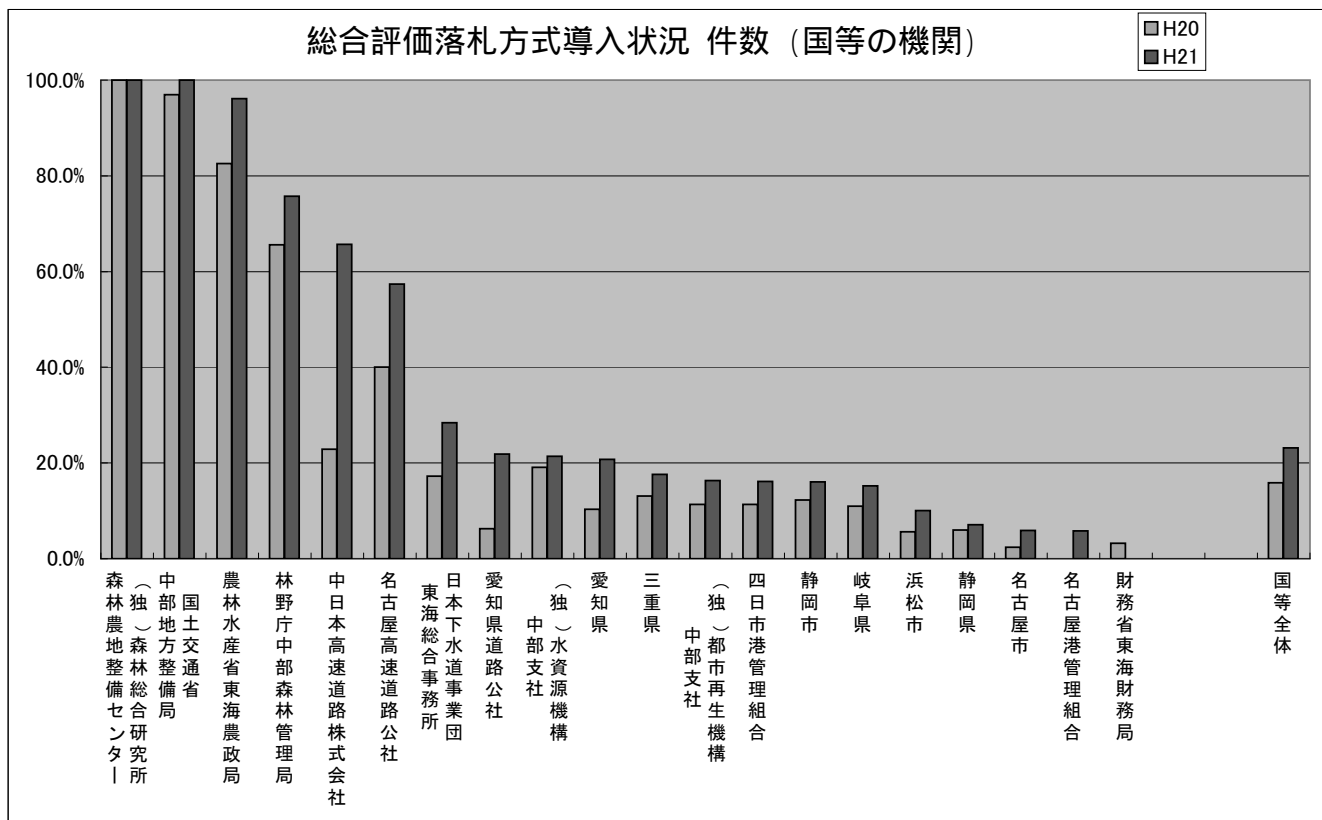
平成23年度協議会運営方針

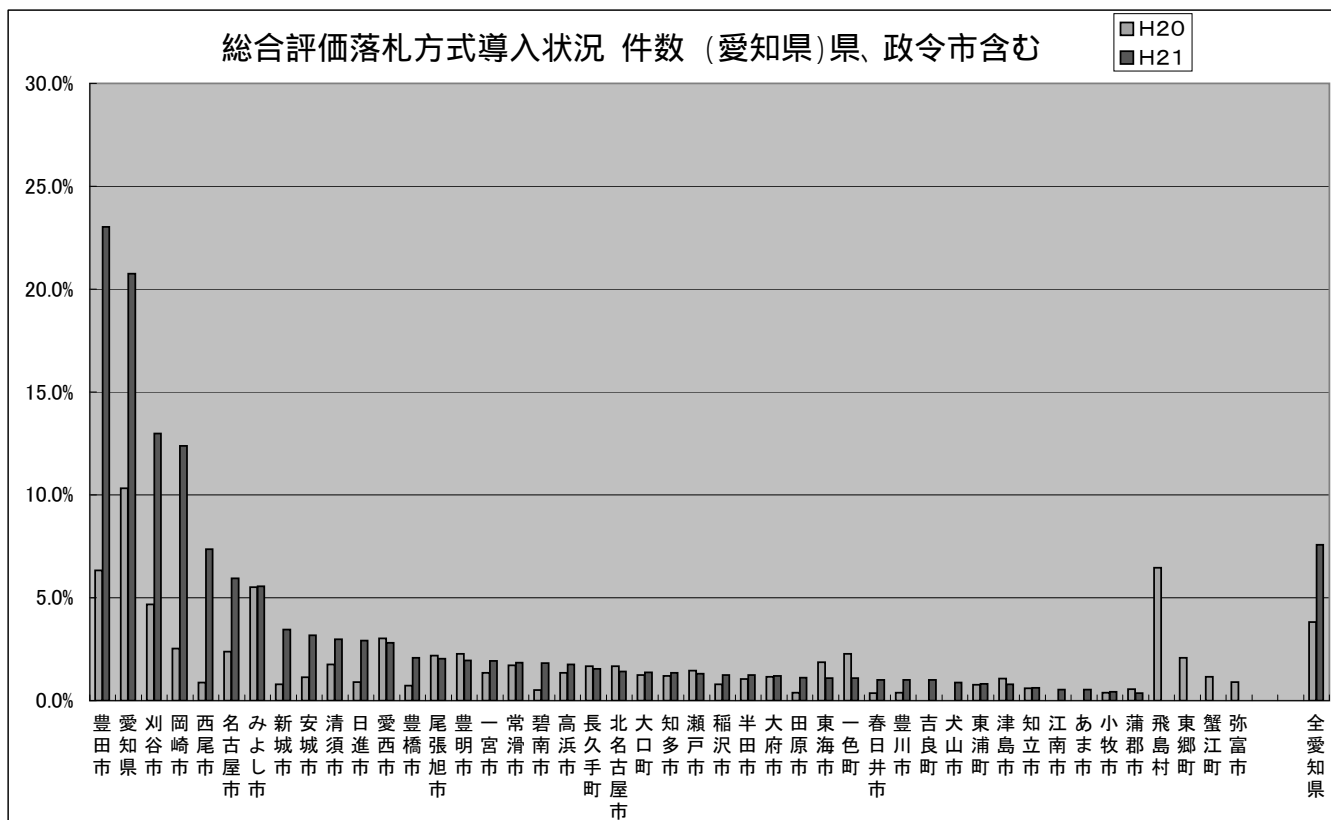
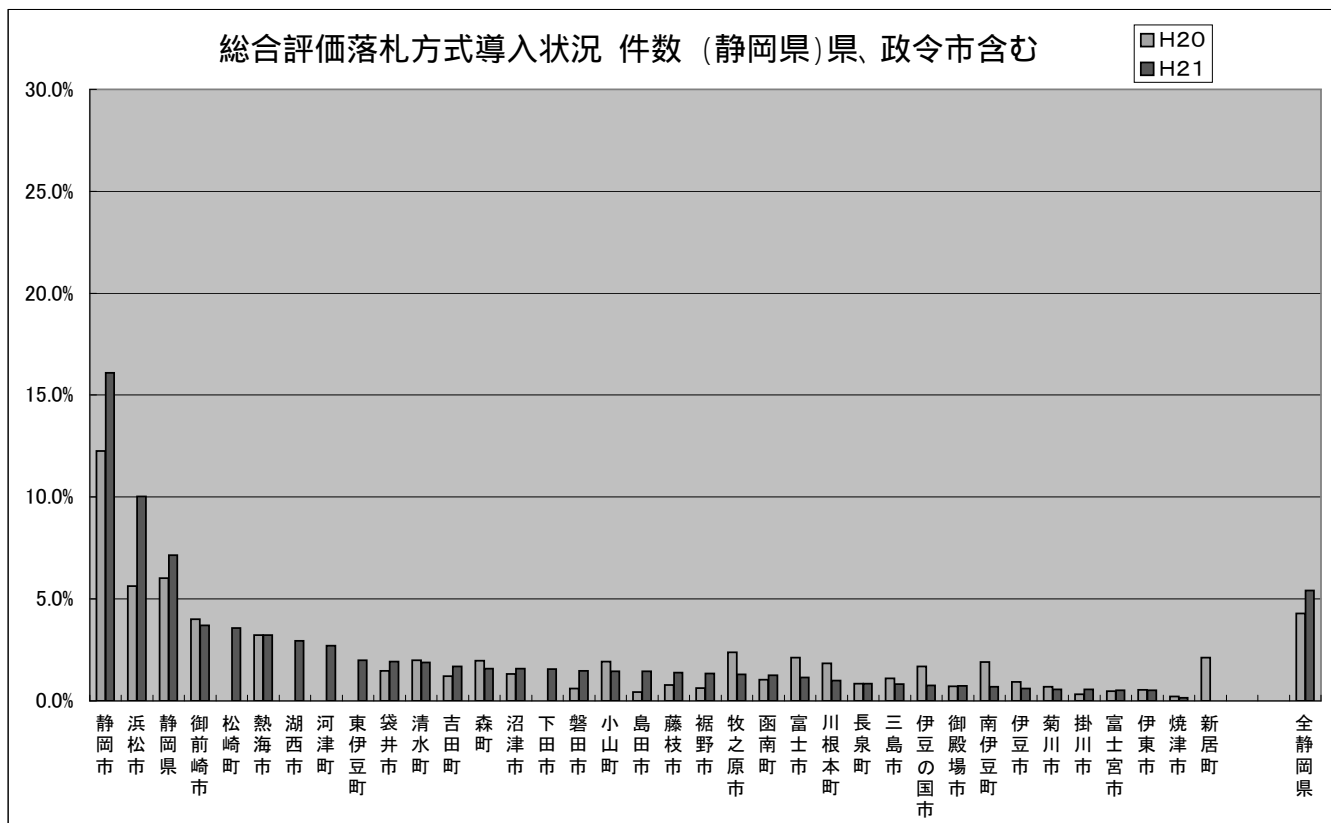
平成22年12月 第2回作業部会

平成23年 2月 第2回幹事会

総合評価落札方式導入状況

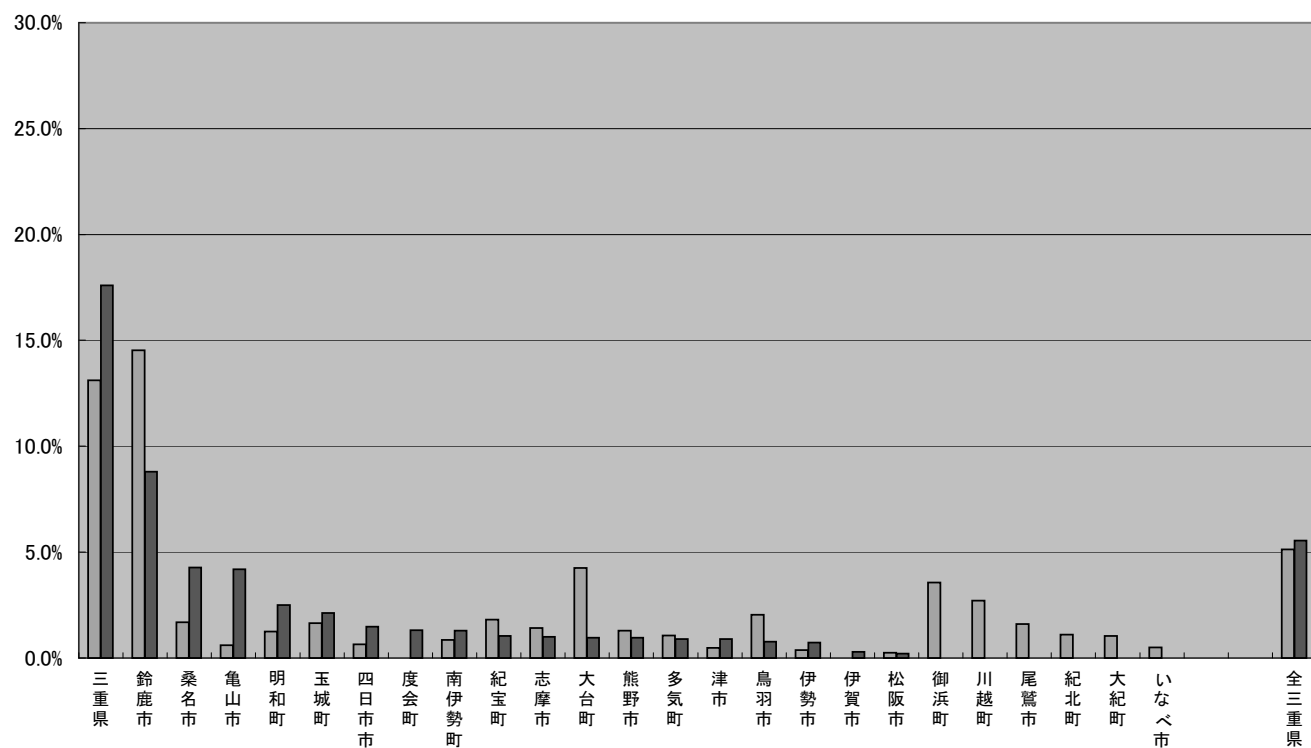






総合評価落札方式導入状況 件数 (三重県)県を含む

■ H20
■ H21



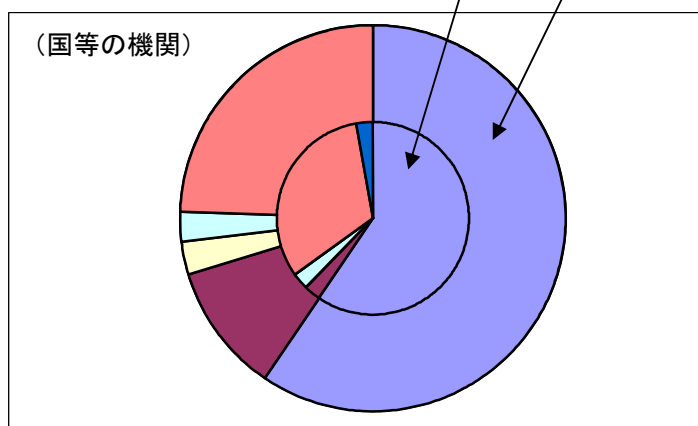
建設生産システムの適正化に向けた取り組みに関する自己評価についてのとりまとめ(各項目分析結果)

凡例



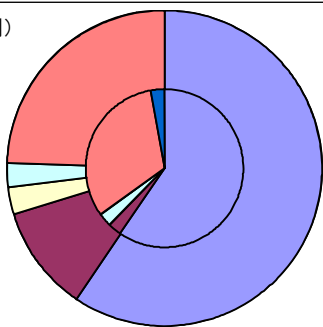
内円: H21年度目標

外円: H22年度目標

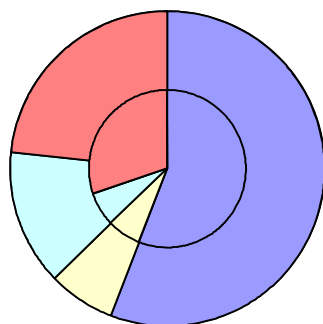


1(2) 工事成績評価の実施状況

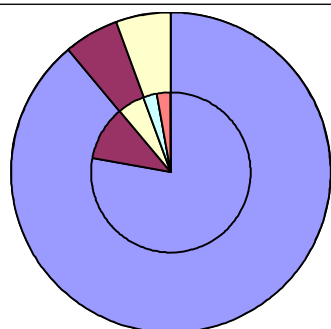
(国の機関)



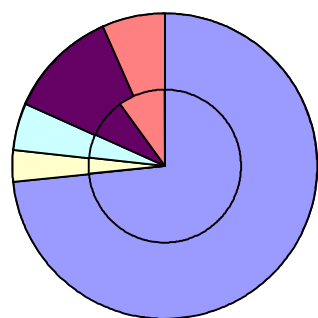
(岐阜県)



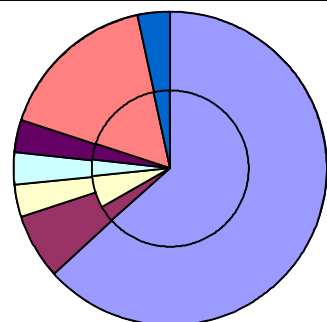
(静岡県)



(愛知県)

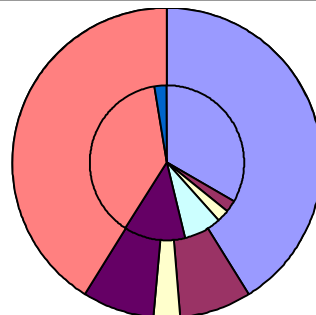


(三重県)

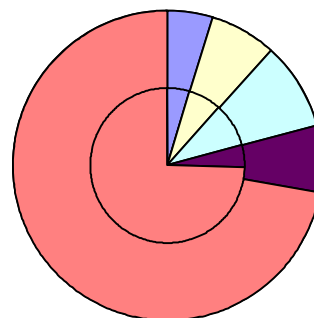


1(3) 公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況

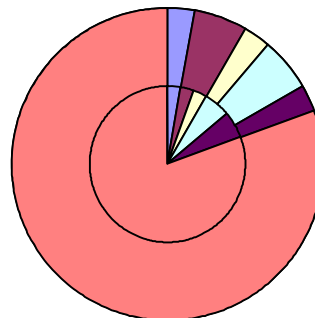
(国の機関)



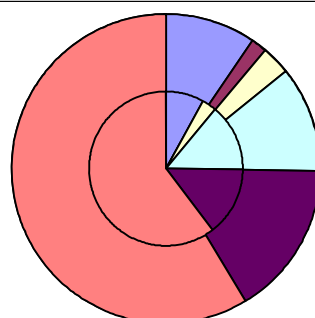
(岐阜県)



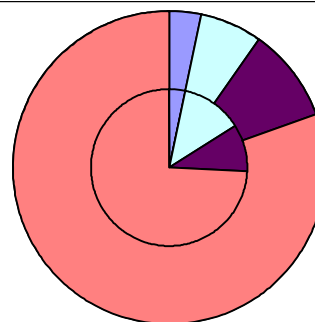
(静岡県)



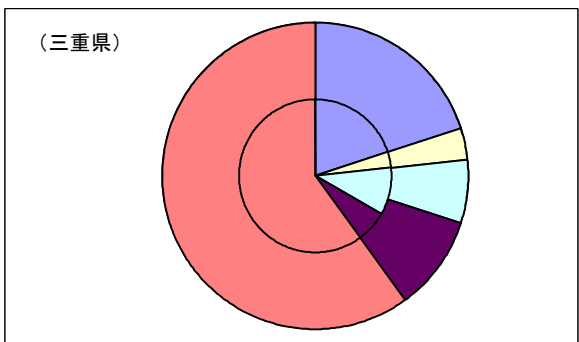
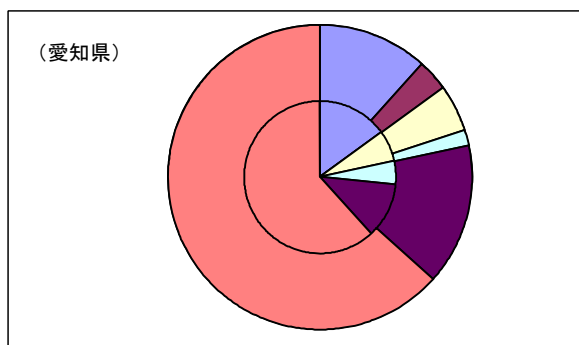
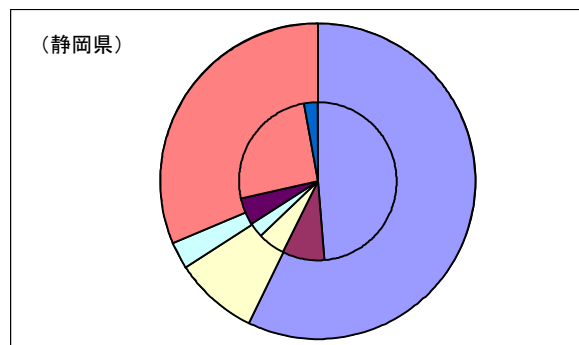
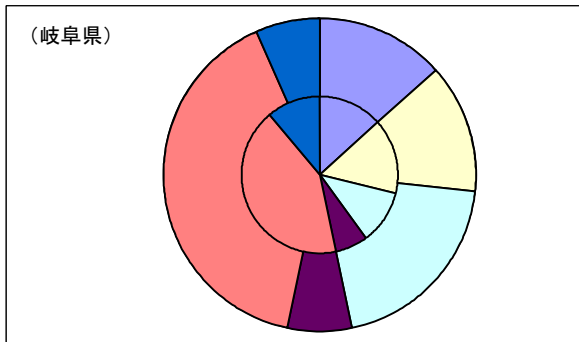
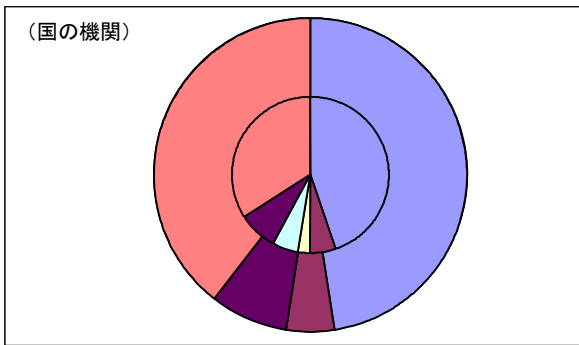
(愛知県)



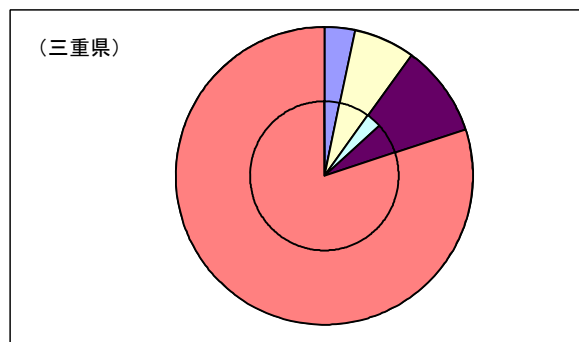
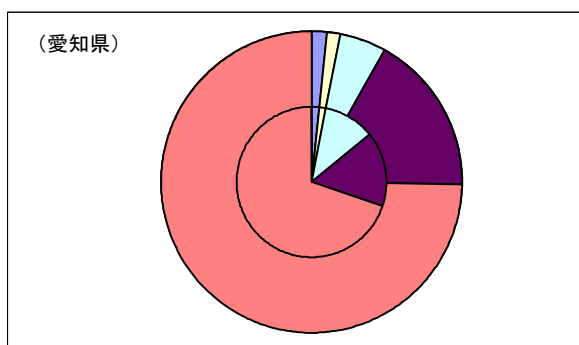
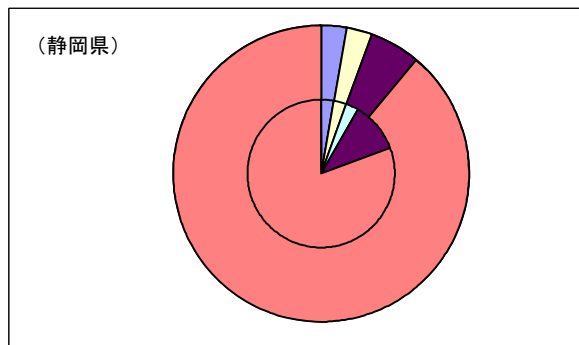
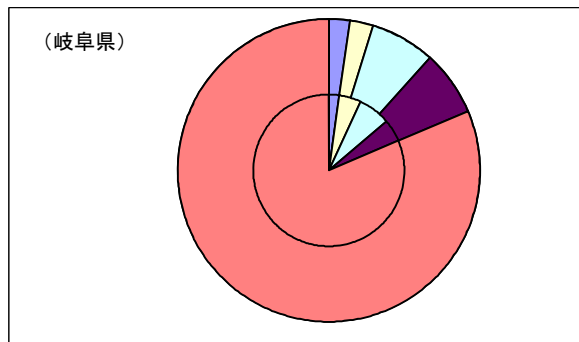
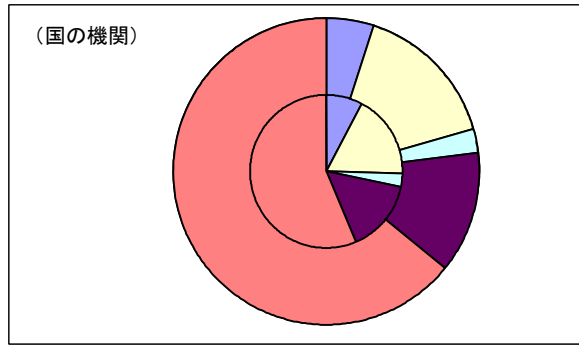
(三重県)



2(1) 予定価格の事後公表への移行状況

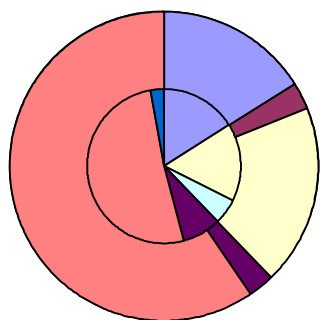


2(2) 受注者間の工事情報の共有状況

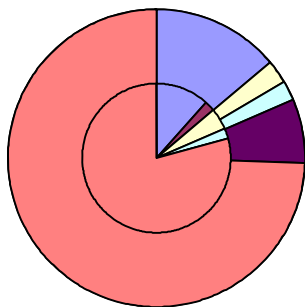


2(3) 資材価格、需要動向に関する情報共有状況

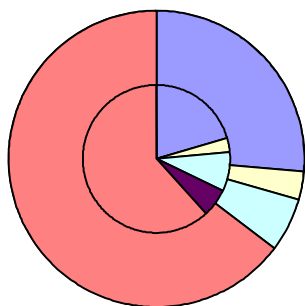
(国の機関)



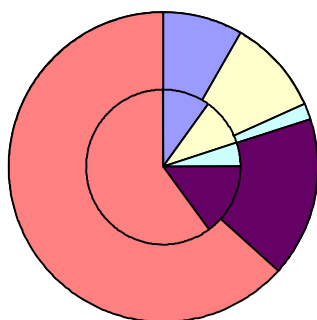
(岐阜県)



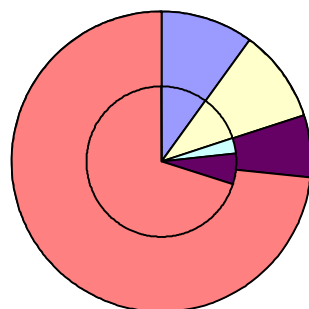
(静岡県)



(愛知県)

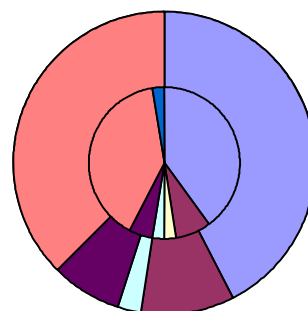


(三重県)

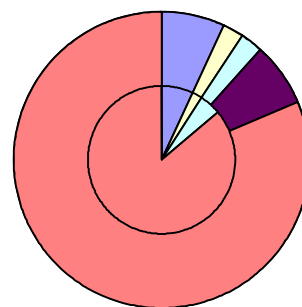


2(4) 設計変更ガイドライン・指針の整備状況

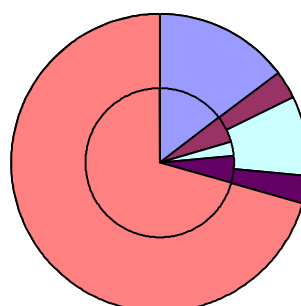
(国の機関)



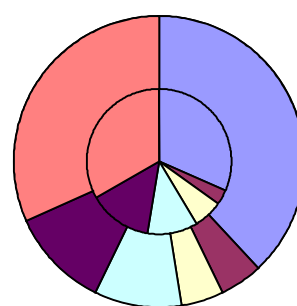
(岐阜県)



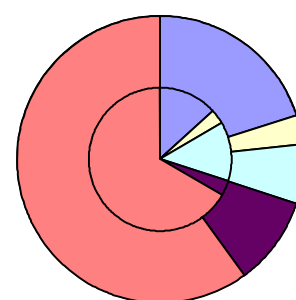
(静岡県)



(愛知県)

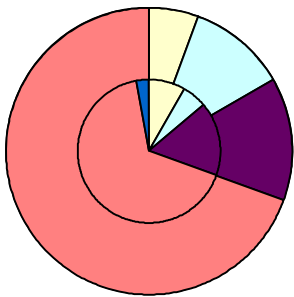


(三重県)

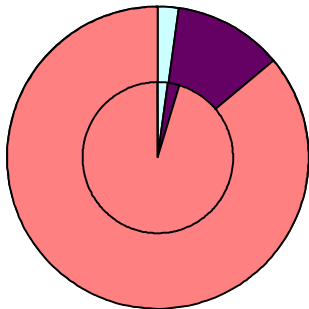


3(1) 建設ICTの導入状況

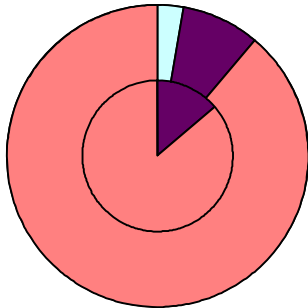
(国の機関)



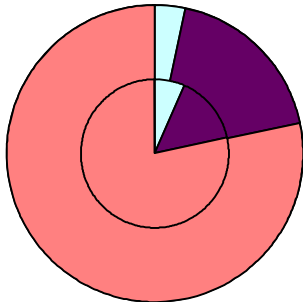
(岐阜県)



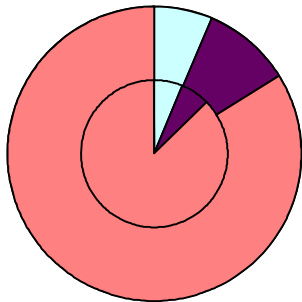
(静岡県)



(愛知県)

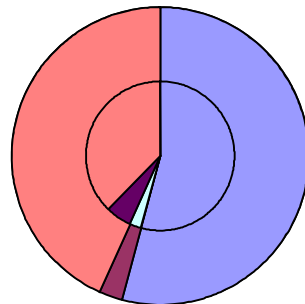


(三重県)

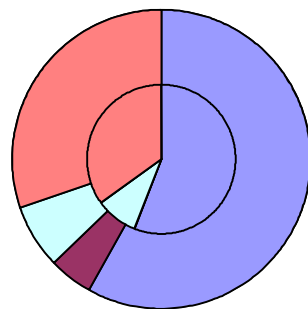


3(2) 地域貢献の評価状況

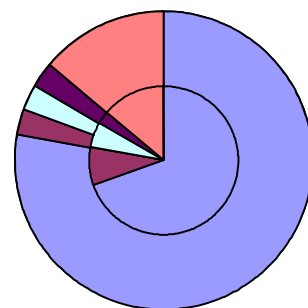
(国の機関)



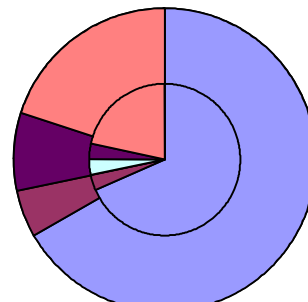
(岐阜県)



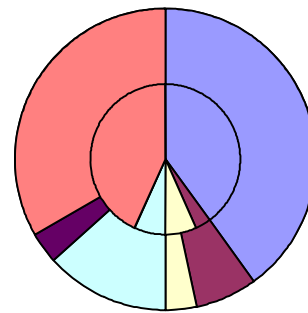
(静岡県)



(愛知県)

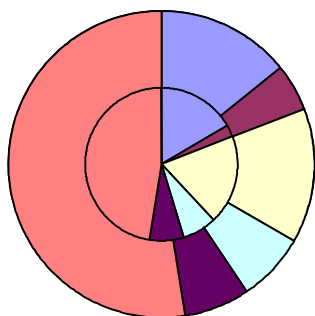


(三重県)

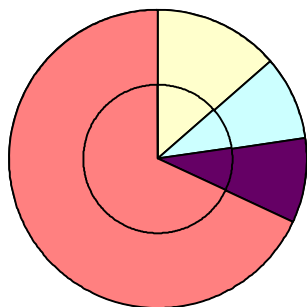


3(3)ワンデーレスポンスや3者会議の導入状況

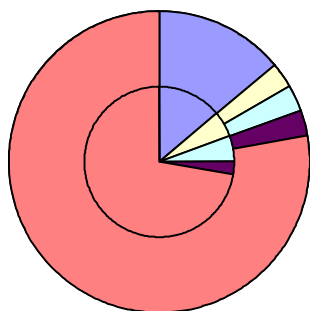
(国の機関)



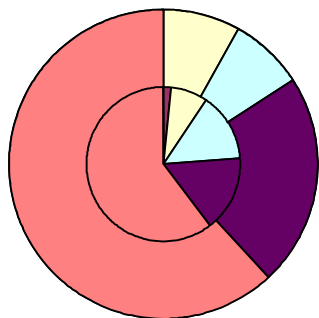
(岐阜県)



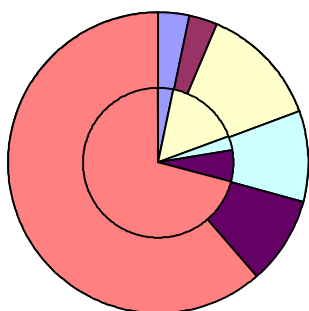
(静岡県)



(愛知県)

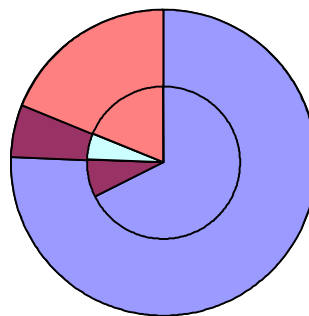


(三重県)

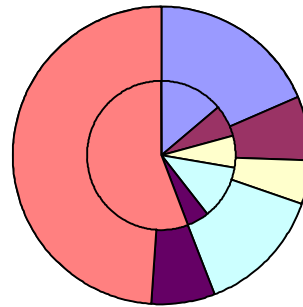


3(4)低入札価格調査基準価格の見直し状況

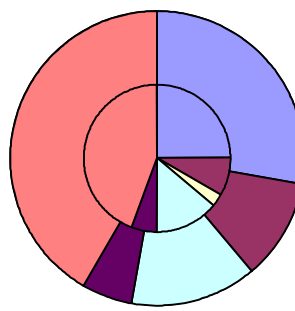
(国の機関)



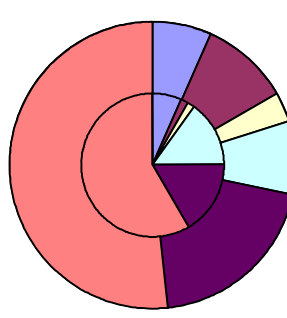
(岐阜県)



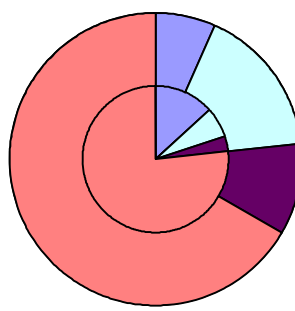
(静岡県)



(愛知県)



(三重県)





中部発注者協

中旬に自己評価公表

国の機関や東海4県の各自自治体で構成する「中部ブロック発注者協議会」（会長・富田英治中部地方整備局長）の2010年度第1回会合が4月28日、名古屋市内のホテルで開かれた。写真。会合では、建設生産システム適正化に向けた09年度を取り組み状況について、各機関の自己評価が示された。評価内容や10年度の実施目標などは、今回の最終取りまとめを経て、5月中旬に公表する予定だ。

冒頭あいさつした富田会長は「より良いものをタイムリーに、適正な価格で世に出していくのがわれわれの仕事。そのためにも（各発注機関による）自己評価、総合評価の促進を行っていきたい」と話した。

同協議会は08年11月、公共工事の品質確保に向けて、発注者間の協力体制を強化することを目的に設置。これまで、09年度上期に経済危機対策として行われた早期発注の取り組み状況を公表したほか、昨年11月には建設生産システム適正化に向けた11事項について、各発注機関が実施目標を公表するなどしてきた。

実施目標は、▽総合評価落札方式の導入（工事）▽工事成績評定の実施状況▽公共工事施工の安全指針・マニユア

ルの整備状況▽予定価格の事後公表への移行状況▽受発注者間の工事情報の共有状況▽資材価格、需給動向に関する情報共有状況▽設計変更ガイドライン・指針の整備状況▽建設ICT（情報通信技術）の導入状況▽地域貢献の評価状況▽ワンダーレスポンスや3者会議の導入状況▽低入札価格調査基準価格の見直し状況の11項目。今会議では各発注機関がそれぞれ実施状況を達成率、10年度の目標を記入した資料が示された。

それによると、11項目のうち「総合評価落札方式の導入（工事）」については、中部整備局が09年度の一般競争入札1541件すべてに同方式を適用しているなど、本格導

入の目標を完全実施している。国の機関ではほかに、東海農政局や中部森林管理局、中部地方環境事務所がそれぞれの導入目標を完全実施しており、09年度での適用基準を10年度も引き続き実施している。

また、東海4県と政令市では岐阜県、愛知県、三重県が目標を完全実施。静岡県と静岡市、浜松市、名古屋市がおむね、または一部実施している。

10年度の適用基準については、岐阜県が「予定価格800万円以上は原則として一般競争入札（総合評価方式）」1000万円以上8000万円未満は一般競争（総合評価方式、価格競争）と指名競争

との併用」、静岡県が「予定価格1000万円以上の件数の2割」とする方針を示した。建設生産システムの適正化に向けた取り組みについては、中部整備局が「一部実施」としていた建設ICTを10年度はさらに推進する」としたほか、岐阜県が「ダンピング防止対策として低入札価格調査制度・最低制限価格制度を見直した」、静岡市が「10年度に受発注者間の工事情報共有の一部実施と安全指針の実施」、名古屋市が「10年度早期に上下水道局の設計変更ガイドラインを公表予定」であるなどと状況を報告した。

これらの自己評価内容や事業目標は、5月中旬に正式に公表する予定だ。

「適正価格」で発注を

第1回 中部ブロック発注者協

国や自治体など、中部地区の公共発注機関(合計47機関)で組織する「中

部ブロック発注者協議会」の2010年度第1回会合が4月28日に開か

れ、公共工事の品質確保に向けた取り組みなどについて話し合いが行われた。国土交通省中部地方整備局の富田英治局長はあいさつで、「よりよいものをタイムリーに適正な価格で」発注できるよ

う活動を継続していくと語った。「中部ブロック発注者協議会」では公共工事の品質確保促進を目指し、建設生産システムの適正化や総合評価落札方式の普及などに取り組んでいる。

最近の取り組みとしては、中部地方整備局の総合評価落札方式改正や建設ICT導入の動きなどが報告された。

予定価格事後公表

自治体間で対応分かれる

発注者協議会 自己評価結果と目標公表

中部地方整備局など国関係機関と自治体など管内の発注機関で組織する中部ブロック発注者協議会は、建設生産システムの適正化に向けた自己評価を取りまとめた。総合評価落札方式の導入状況や設計変更ガイドライン・指針の整備状況など11項目について、09年度の達成状況と本年度の実施目標を示した。	自己評価項目は、公共工事の品質確保対策として▽総合評価落札方式の導入状況▽工事成績評定の実施状況▽公共工事施工の安全指針・マニュアルの整備状況の3項目、公共工事の円滑な執行として▽予定価格の事後公表への移行状況▽受発注者間の工事情報の共有状況▽資材価格、需給動向に関する情報共有状況▽設計変更ガイドライン・指針の整備状況の4項目を設定。また、建設生産システムの向上では▽建設ICTの導入状況▽地域貢献度の評価状況▽ワンデールеспонズや3者会議の導入状況▽	低入札価格調査基準価格の見直し状況の4項目を設定した。 総合評価落札方式の導入状況では、大半の自治体で実施しているものの、本年度の目標については試行導入の域にとどまり「数件程度の実施」「対象案件がなく実施予定なし」とする自治体も依然として多い。 予定価格の事後公表への移行では、岐阜県、三重県、静岡県、名古屋市の岐阜市などは実施予定がないとするなど、自治体間で対応が分かれている。	そのほか、設計変更ガイドライン・指針やワン
---	--	---	------------------------------

デールеспонズ、低入札価格調査基準価格の見直しなどは国の主要発注機関と4県3政令市の取り組みと、市町村では差が見られた。一方、地域貢献の評価は市町村レベルでの取り組みが進みつつある状況だ。

各発注機関の取り組み状況と本年度の実施目標は、中部整備局ホームページで公表している。

中部発注者協

岐阜、総合評価200件達成 愛知は建設ICT検討

国の機関や東海4県の各自
治体で構成する中部ブロック
発注者協議会（会長・富田英
治中部地方整備局長）は、建
設生産システム適正化に向け
た取り組み状況の自己評価を
公表した。主な機関の自己評
価コメントをみると、岐阜県
は「総合評価落札方式を拡大
し、2009年度は実施目標
の2000件を達成」としたほ
か、愛知県もほぼ目標を達成
し、今後は「目標設定はしな
いが、建設ICT（情報通信
技術）導入などの情報収集を
続ける」考えだ。静岡市は09
年度から低入札価格調査基準
を見直したことを報告すると
ともに、「10年度に受発注者
間の工事情報の共有などを一
部実施する」方針を示した。
中部整備局は「実施目標は達
成できた。一部実施としてい
た建設ICTを10年度はさら
に推進する」としている。
同協議会は08年11月、公共
工事の品質確保に向け発注者
間の協力体制を強化すること
を目的に設置した。これまで、
09年度上期に経済危機対策と
して行われた早期発注の取り
組み状況を公表したほか、09

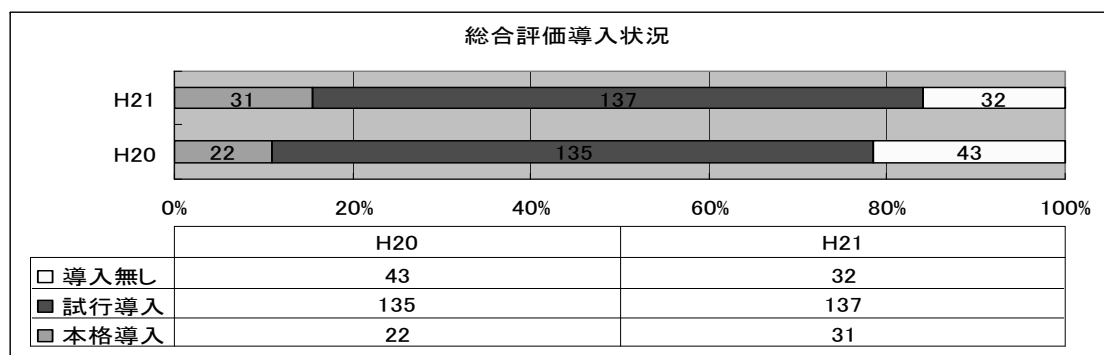
計変更ガイドライン・指針の
整備状況▽建設ICTの導入
状況▽地域貢献の評価状況▽
ワンデーレスポンスや3者会
議の導入状況▽低入札価格調
査基準価格の見直し状況――
の11項目を設けていた。
指標ごとの評価結果など
は、09年11月の中間まとめ、
4月の最終まとめの時点から
大きな変更はなく、4県（岐
阜、静岡、愛知、三重）3政
令市（名古屋、静岡、浜松）の取
り組み状況を見ると、低入札
価格調査基準価格の見直しに
ついては、ほぼ全機関が09年
度に新公契連モデルに改正し
ている。予定価格の事後公表
については、静岡県、浜松市

を除き、現時点では事後公表
への移行を予定していない。

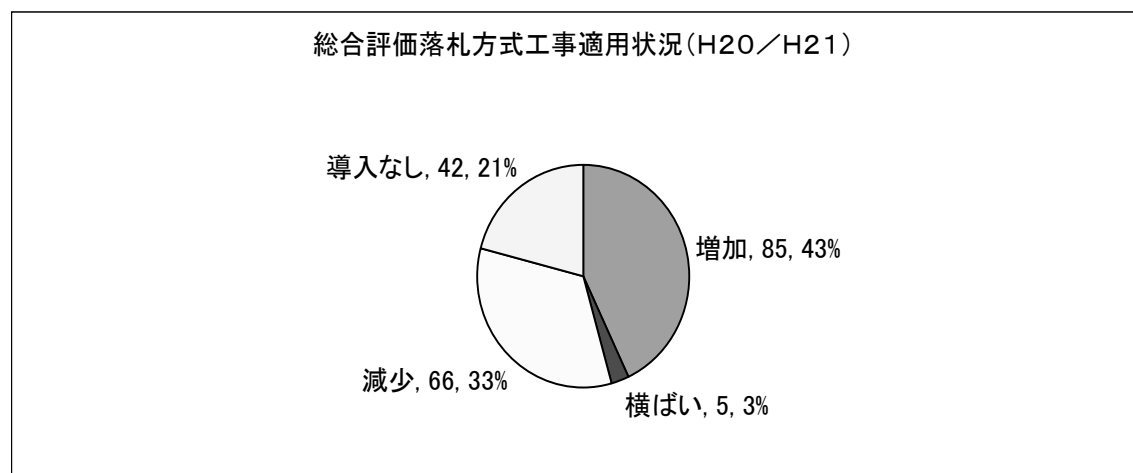
建設生産システムの適正化に向けた 取り組みに関する自己評価について

資料－2

・ 総合評価落札方式着実に導入拡大



・ 総合評価落札方式工事(件数)適用は4割を超す 機関で増加



・進んでいる取組
「低入札価格調査基準の
見直しの状況」
「工事成績評価の実施状
況」
「地域貢献の評価状況」
等

・進んでいない取組
「建設ICTの導入状況」
「受発注間工事情報の共
有状況」
「ワンデーレスポンスや3者会
議の導入状況」
「資材価格、需要動向に
関する情報共有状況」
等

県ブロック会議開催状況

資料-3

各県ブロック会議

- ・既存の協議会等を活用して中部ブロック発注者協議会の取り組みを周知、強化する
- ・会議には県、政令市、市町村及び中部地方整備局の担当者が参加

機関名	会議名	開催日時	内容	参加市町村数(政令市含む)
中部地方整備局	中部地方公共工事契約業務連絡協議会	平成22年5月21日	発注者協議会取組の紹介	
岐阜県	岐阜県公共事業執行共同化協議会 総合評価審査部会	平成22年6月14日	・総合評価の普及について ・平成22年度の運営について ・総合評価落札方式に係る技術審査基準について	40/42
静岡県	静岡県公共工事契約業務連絡協議会	平成22年5月25日	発注者協議会の取組の紹介	27/35
愛知県	総合評価に関する説明会	平成22年6月22日	・総合評価方式に関わる最近の話題 ・愛知県総合評価方式の運用について ・豊田市の総合評価方式の事例について ・総合評価方式の運用に関わる市町村支援について ・意見交換	56/57
三重県	三重県施工体制推進協議会	平成22年8月27日	工事における総合評価落札方式	15/29

1

中部地方整備局の総合評価落札方式導入にむけた取り組み状況

取 組 状 況	
総合評価導入にむけた取り組み	具体的な取り組み内容
◆「中部ブロック発注者協議会」の運営	・国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者間で情報交換を行うなどの連携を図り、建設生産システムの向上に関する取組を促進し、中部ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与
◆県ブロック会議の開催	・既存の協議会等を活用して「中部ブロック発注者協議会」の取組を周知・強化するため、整備局の職員による説明
◆公共工事発注者支援機関・技術者の認定	・発注者支援機関及び技術者の認定を実施し、発注機関への支援体制を強化(認定者「施工体制の確保に関する推進協議会」)
◆「施工体制の確保に関する推進協議会」の運営	・4県3政令市とで設立された同協議会において、各市町村への総合評価の実施を促すため、各県との協働による普及活動の実施
◆委員会学識者に職員を派遣	・市町村の総合評価の委員会等に学識者として事務所副所長等を派遣

2

市町村の総合評価落札方式導入にむけた各県の取り組み状況

	各県における共通の取り組み	導入促進にむけた効果的な取り組み
岐阜県	◆市町村の首長に対し、総合評価方式の導入を依頼 ◆市町村との会議の場で総合評価方式の導入を依頼 ◆市町村担当者に対し、説明会を実施 ◆市町村案件の学識経験者への意見聴取を県の機関で代行	◆「岐阜県公共事業執行共同化協議会（H19.11）」の設立 【目的】県と県内市町村が公共工事の品質確保を図るための作業を共同化 【部会】総合評価審査、人材育成、工事成績評定、維持管理 【会長】高山市 【副会長】八百津町 【事務局】県、高山市 【協議会員】県内市町村、県 ◆「総合評価審査部会」での活動（代表：岐阜市） 【部会の目的】 建設業者の技術的能力を適切に審査し、価格と品質で総合的に優れた調達を実現する。 【部会の業務】 公共事業執行に係る総合評価落札方式の共同審査会に関すること、その他部会の目的達成に必要な事項に関すること。 【総合評価共同審査会】 会員が発注する建設工事に係る総合評価落札方式の審査等を行うにあたり、学識経験者等（審査員8人のうち2～3人）の意見聴取を行うため、共同審査会を設置し、次に掲げる事項について審査します。 （１）総合評価落札方式を行おうとするときは、総合評価落札方式によることの適否 （２）落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項 （３）総合評価落札方式における落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限範囲内の価格をもって行われた申し込みのうち、価格その他の条件が発注者にとって最も有利なものの決定
静岡県		・市町の担当者に対し、県内4地区で研修を実施。また、要請により出前講座を実施。 ・市町案件についても、県の審査委員会にて学識経験者意見聴取を実施。
愛知県		◆市町村担当者に対し、説明会を実施 ◆市町村の総合評価審査委員会に審査委員として県職員を派遣 ◆県建設部の総合評価審査委員会において、市町村案件も審査可能とした（県職員が審査）
三重県		市町への個別訪問、個別相談 意見聴取会の見学会を実施

簡易型（地域型）総合評価落札方式の導入について

資料-4-1

岐阜県 県土整備部 建設政策課

(1)経緯

総合評価落札方式は、価格競争による一般競争入札に比べ、発注者、受注者ともに、手続きが煩雑で事務負担が大きく、その拡大に少なからず悪影響を及ぼしている。
このため、受注者、発注者ともに手続きを簡略化できる新たな方式「簡易型（地域型）総合評価落札方式」を平成22年4月1日より導入した。

(2)簡易型(地域型)総合評価落札方式の概要

従来は、発注機関における設計書の作成後、工事案件毎に、学識経験者で構成される総合評価審査会への意見聴取を実施していたため、設計書の作成から契約までに長期間を要していたが、本方式では、発注機関において本方式を適用する工事を選定、「計画諸元・工事概要・概算工事費」を記載した書類のみで同審査会への意見聴取を実施するため、発注機関においては、設計書の作成後、速やかに入札行為に着手することができる。

(3)対象工事

予定価格: 予定価格1千万円以上8千万円未満

工 種: 土木一式工事のみ

工事内容: 各現地機関において発注する、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事で、技術的課題が特にないもの。

なお、原則として、次のような土木構造物を含まないものとする。

＜道路工事＞

・橋長20m以上の橋梁上下部工(ただし、直接基礎の重力式橋台は対象)、トンネル、横断地下道
ロック・スノーシェッド、擁壁工(鉄筋構造物で高さ8m以上)、補強土壁工(高さ5m以上)

＜河川工事＞

・橋長20m以上の橋梁上下部工(ただし、直接基礎の重力式橋台は対象)、堰

＜治山・砂防工事＞

・えん堤工(高さ15m以上)、擁壁工(高さ8m以上)

＜水利施設整備工事＞

・農業用防災ダム

地域要件: 入札参加資格に求める事業所の所在地に関する条件を、「土木事務所管内に本店あり」、もしくは「土木事務所管内より狭い範囲に本店あり(旧市町村単位で2つ以上)」で設定できるもの

(4)評価項目

評 価 項 目		満点
企業能力	工事成績評定点	2.0
	同種(類似)工事施工実績	1.0
配置予定技術者の能力	同種(類似)工事施工実績	1.0
地域要件	営業拠点	1.0
	災害協定参加等	1.0
	ボランティア活動	1.0
	近隣地域施工実績	1.0
	除雪業務等の受託実績	1.0
	休日及び夜間の道路維持作業の実績	1.0
合 計		10.0

適用する工事により評価が変わらないように設定しており、あらかじめ総合評価審査会委員に了解を得ている

(5) 手続き

- ① 本方式を適用する工事の選定
各発注機関において、本方式を適用し発注する工事の選定
- ② 資料の提出
毎月23日までに審査会様式2-3を電子メールで建設政策課に提出
- ③ 審査
県庁で開催する総合評価審査会(毎月最初に開催される審査会)で意見聴取
審査会での意見により、他の方式への変更が生じる場合がある
- ④ 設計書の作成
- ⑤ 入札参加資格委員会
- ⑥ 入札手続き

(6) 本方式導入のメリット

- ① 入札手続きの簡素化
入札参加者が提出する書類について、入札参加資格要件の申請書類との併用や、証明書の写しのみで審査可能とする等、入札手続きを簡素化できる。
- ② 入札手続き期間の短縮
本方式では、工事概要・概算工事費等を把握した段階で、同審査会へ意見聴取できるため、設計書作成後、速やかに入札手続きに着手でき、入札手続き期間を短縮できる。
- ③ 入札の透明性・公平性の確保
入札手続きの簡素化、手続き期間の短縮により、従前は指名競争入札で行われていた案件に本方式を積極的に導入することで、一般競争入札の拡大が図られ、入札の透明性・公平性を確保できる。

(7) 審査会様式2-3に記載する内容(記載例)

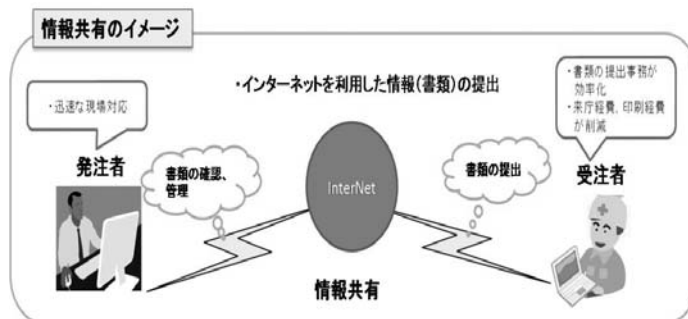
工 事 名	工事場所	計画諸元	工事概要	概算工事費	工 期
県単○●事業 工事	(一)○×線 ■□市○○町地内	本事業は、一般県道○×線の■□市○○町地内の幅員狭小・線形不良を解消するとともに、異常気象時の通行規制解除を目指し円滑な交通を確保するための道路改良計画区間における、道路拡幅工事です。	施工延長 L=150m W=6.0(7.5)m 土 工 切土 V=3,000m ³ 盛土 V=4,000m ³ 擁壁工 現場打逆T式擁壁工(H=4.5m～6.5m) L=30.0m V=200m ³ 1号ブロック積工(H=3.5m) A=400m ² 2号ブロック積工(H=2.3m) A=150m ² 石積工(H=1.4m～3.5m) A=200m ²	60,000,000	約200日間
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

岐阜県における建設CALS/EC「情報共有」について

1. 情報共有の目的

公共事業の施工中に受発注者間でやりとりする情報（協議、指示、報告、写真、図面等の資料）を関係者間で電子的に交換・共有・管理することにより、以下の効果発現を図る。

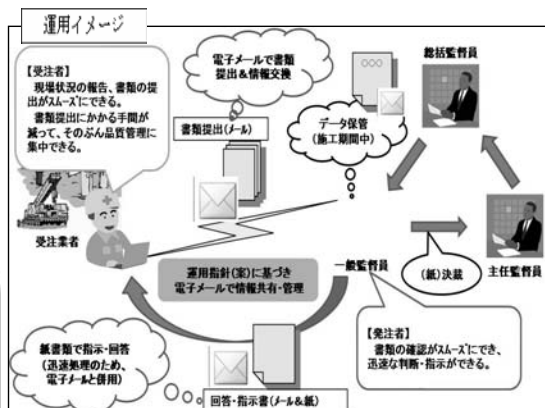
1. 打合せ・書類提出にかかる移動時間や経費の削減、文書管理事務などの効率化
2. 情報共有により得た時間（ゆとり）を現場管理業務に充てることにより、質の高い管理を行い、事業の品質を向上



「電子メール」を活用した受発注者間の情報共有を実施
(H21.11.1～本格運用開始)

「電子メールを活用した情報共有」の運用方法
『電子メールを活用した情報共有における運用指針』に基づき実施する。
・・・岐阜県建設CALS/ECホームページ内
「電子納品運用ガイドライン」にて公開中

2. 情報共有の手段



『運用指針』の主なポイント

- 書類の提出・・・「電子メール」を用いる
 - ◇仕様書に定められた「書類」を電子メールで提出
 - ・メールの送信先、確認方法、メール件名などをルール化。
 - ・データ容量は1メールあたり最大5MBまで。
- 決裁・・・紙による決裁
 - ◇メールで受け取った書類を印刷し、承認・決裁・返却を行う。
 - ・書類の印刷が必要。(原本は「紙」として取り扱う)
 - ・「決裁」が必要なものと不要なものを明確化。
 - ・決裁完了した書類は、受注者に紙で回答・指示する。
 - ・迅速な指示・回答処理のため、メールによる指示・回答も併用。
- 書類の保管・・・紙保管(データの保管と併用)
 - ◇提出された書類(原本)は、発注者が紙で保管する。
 - ・データ(メール記録)については、各監督員の使用するパソコンに保管する。(交換したデータの記録管理や2次的利用のため)

3

岐阜県における労務単価及び資材単価の公表について

1. 趣旨

公共事業における設計価格の算出根拠の透明性を確保し、より一層の競争性・公正性を図ることを目的に、平成16年度から「岐阜県農政部・林政部・県土整備部・都市建築部（建築を除く）における建設工事の労務単価及び資材単価の公表取扱要領」に基づき、労務単価及び資材単価を公表している。

2. 公表内容

公表している単価は、「実施設計書に使用する単価表」に掲載されている労務単価及び資材単価（以下、公表資料）である。ただし、次に掲げる単価は公表の対象から除いている。

- 1) 市販図書（積算資料、建設物価等）に掲載されているもの
- 2) 取扱業者が限定される単価の内、公表について了解が得られないもの

3. 公表方法

公表資料は閲覧及びインターネットにより、次のとおり公表している。

【閲覧】

各土木事務所及び各農林事務所、県庁の情報公開総合窓口の所定の場所に公表資料を設置し、希望者に閲覧している。

【インターネット】

ぎふポータルに公表資料を掲載している。

4. 公表資料の写しの提供

公表資料について写しの供与の請求があった場合は、岐阜県情報公開事務取扱要綱（平成7年3月1日付総務部長外通知）第6により、写しの供与に要する費用を徴収し、写しを供与している。

なお、インターネットにて公表している公表資料は印刷ができない設定としている。

4

静岡県

２（３）資材価格、需要動向に関する情報共有状況

(1)概 要

資材価格は、地域の取引の実勢を踏まえた価格とする必要がある。そのため「静岡県建設資材等価格決定要領」（平成 20 年 4 月 1 日施行、平成 22 年 4 月 1 日一部改訂）により、市場価格の調査、資材価格の決定等を行っている。

(2) 価格の決定及び改訂時期

- ・公共工事に一般的に使用されることの多い資材品目について、実勢価格調査を年 2 回（春・秋）実施し、4 月と 10 月に単価改訂する。
- ・物価資料掲載の主要資材価格は、原則毎月改訂を行う。ただし、物価資料掲載の市場単価は原則年 4 回（4・7・10・1 月）改訂を行う。

(3) 電算システムの利用（情報共有）

- ・電算システムのトップページに最新月価格表を掲載し、出先事務所へ周知を図っている。

３（３）ワンデーレスポンスや 3 者会議の導入状況

〈ワンデーレスポンス〉

1 21 年度実施結果等

(1) 現在までの取組み状況（件数）

項 目	19年度	20年度	21年度
事務所数	9	21	21
取組み件数	9	57	85

H19: モデル事業

H20: 21 出先事務所の全てでモデル事業

H21: 20 出先事務所で工事は各課 1 件以上、業務委託は事務所 1 件以上を目標に取り組み、85 箇所（工事 66 箇所、委託 19 箇所）で実施

(2) アンケート結果に見る傾向

- ア 発注者と受注者とのコミュニケーションが増大する。
- イ 事務所内での報告、連絡、相談が増大する。
- ウ 建設工事の実施目的の再認識につながる。
- エ 迅速に対応するという意識が向上する。
- オ 技術力の向上につながる。

2 今後の対応

- (1) ワンデーレスポンスモデル工事は県の生産性向上策の一つとして位置づけられている。また、アンケート結果にみるように、受注者、発注者それぞれに、おおむね受け入れられていることから、22 年度はさらに取り組みを拡大する。

- (2) 22 年度は、建設工事および業務委託について各事務所担当者ごとに 1 件以上の取組みを目指す。

- (3) 22 年度実施予定（件数）

項目	建設工事および業務委託	計
取組み件数	4 0 0	4 0 0

〈3 者会議〉

1 概 要

当初設計額が 2 千万円以上の構造計算を伴う重要構造物の工事を対象とし、施工段階で発生する様々な問題、課題及び設計意図等について工事監理連絡会（3 者会議）により協議・調整を行い共通の認識を図ることとし、平成 16 年度から運用している。

工事監理連絡会に出席するコンサルタント等への費用の積算方法を定め、必要回数の人件費及び旅費を工事の中で業務委託料等として計上している。

現在までの取組み状況（件数）

項 目	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
取組み件数	1 1 0	1 5 7	1 2 8	9 5	9 4	9 4

2 今後の対応

- (1) 各出先事務所に対しアンケートを実施したところ、工事監理連絡会の有効性を感じるとの回答が得られた。22 年度は制度の見直しの準備を進めており、対象工事の拡大、積算基準等について検討を行う予定である。

- (2) 22 年度実施予定（件数）

8 2 件

総合評価導入に向けての取組み

浜松市 土木部 技術監理課

平成17年7月「公共事業の品質確保の促進に関する法律(品確法)」が制定され、受注者の技術力を適正に審査し、価格と品質が総合的に優れた者を選定する「総合評価落札方式」が導入されました。

本市においても、平成20年度より、品格法の基本理念に基づき発注者としての責務を果たすため、調達課総合評価落札方式の実施拡大に伴い、土木部の入札制度の効率的な取り組みを図る事を目的に、本制度の運用や土木部運用マニュアル等について、土木部総合評価研究会を設置し、課題の抽出や実務の組織的な支援への取り組みを行っております。

【土木部における総合評価落札方式への取り組み】

● 基本的な考え方

- ① 対象工事(工事金額1千万円以上)
- ② 選定の考え方(標準型・簡易型・特別簡易型について取り組む)
- ③ 実施件数(前年度の実績を考慮して目標件数を設定)

● 実施する具体的な方策

- ① 簡易型は前年度を上回る取り組みを目標件数とする。

浜松市における一般競争・総合評価落札方式の導入状況

		一般競争入札				総合評価落札方式実施件数(除算方式)			
		H19	H20	H21	H22	H19	H20	H21	H22 (見込み)
	実施件数	件 296	件 606	件 548	件 —	件 43	件 75	件 140	件数ベースで一般競争入札の2割り程度(件数としては現段階では未定)
浜松市	適用基準	5千万円以上 全て 2千万円～5千万円の内指定するもの	1千万円以上	1千万円以上	1千万円以上	目安として5千万円以上の一般競争入札案件から選定	目安として ・簡易型＝5千万円以上から選定 ・特別簡易型＝3千万円以上から選定	目安として ・簡易型＝5千万円以上から選定 ・特別簡易型＝3千万円以上から選定	ふさわしいものを選定

- ② 特別簡易型については、施工計画の提案を求めない簡便な方式であり、取り組みにあたって現場条件の制約を受けないことから大幅な拡大を図る。
- ③ 提案項目の選定作業と整理(提案項目のサポート)
- ④ 確実な実施のための発注計画(発注計画書の作成)
- ⑤ 原則補助事業は総合評価落札方式で発注。
- ⑥ 早期発注の取り組みにより(候補を早期に選定準備する)
4月時点で各土木整備事務所の総合評価対象工事の選定と発注計画を調達課へ報告し、学識経験者の意見聴取等の確実な実施を支援する。
- ⑦ 標準型候補について1件検討

【参考資料】

1) 平成21年度の調達方針

- ・ 制限付一般競争入札(以下「一般競争入札」)を原則1千万円以上に拡大。
1,000万円以上の一般競争入札から選定、(工事関連委託も同様)
- ・ 総合評価落札方式の拡大 ⇒ 簡易型(標準型)60件、特別簡易型40件を目標
実施目標件数100件予定(簡易型60件、特別簡易型40件)

総合評価落札方式の対象件数 H18～H21(実績)・H21(目標)

年度	H18	H19	H20	H21(目標)	H21
高度技術提案型	—	—	—	—	—
標準型	—	建築 1件	— 件	— 件 内土木 1件	3件 内土木 2件
簡易型	試行 3件 内土木 1件	31件 内土木 13件	31件 内土木 14件	60件 内土木 24件	32件 内土木 18件
特別簡易型	—	試行 11件 内土木 4件	44件 内土木 22件	40件 内土木 28件	105件 内土木 62件
計	3件 内土木 1件	43件 内土木 17件	75件 内土木 36件	100件 内土木 52件	140件 内土木 82件

土木部の総合評価実施件数

各土木整備事務所における取り組み件数の実績と取り組み件数

(単位:件)

年度	平成19年度			平成20年度			平成21年度(予定)				平成21年度			
	簡易型	特別簡易型	計	簡易型	特別簡易型	計	標準型	簡易型	特別簡易型	計	標準型	簡易型	特別簡易型	計
南土木整備	4	1	5	5	8	14		12	9	21		5	14	19
北土木整備	3	1	4	3	4	7		4	4	8	2	4	2	6
浜北土木整備	3	1	4	3	5	8		4	10	14		1	8	9
天竜土木整備	3	1	4	3	5	8		4	5	9		2	5	7
土木部 計	13	4	17	14	22	37		24	28	52	2	18	26	82

- ・ 総合評価落札方式の技術評価点数のアップ
- ・ 入札ボンドの本格導入

【参考資料】

2) 平成22年度の調達方針

- 総合評価落札方式の金額の目安を撤廃
一般競争による入札の内、20%を目標に実施
(H22予定件数) 全体 600件 内 120件 予定
改正状況(工事)

	H18	H19	H19 ～ H21	H22
総合評価 落札方式	—	5千万円以上 (5千万円未満も可能)	【簡易型】 5千万円以上 (5千万円未満も可能) 【特別簡易型】 3千万円以上 (3千万円未満も可能)	1千万円以上の一般競争から適宜選択
制限付一般競争 入札	1億円以上 2千万 ～ 1億円で指定 (件数の10%以上)	5千万円以上 2千万～5千万円で指定 (金額の20%以上)	1千万円以上	1千万円以上
受注希望式 指名競争入札	130万～1億円で指定 (件数の5%以上)	250万～5千万円で指定 (金額の10%以上)	(廃止)	

- 評価項目の配点等の改正
総合評価落札方式における技術力の配点を高めた

総合評価落札方式の技術評価点の変移

年度	平成18・19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
特別簡易型	6点	9点	12点	17点
簡易型	10点	15点	24点	29点
標準型	25点	30点	34点	64点

● 総合評価落札方式の手続きの簡略化

- 地方自治法施行令が改正(H20.2.14 公布、3.1 施行)され、学識者の意見聴取が1回だけとなった。(学識者意見聴取は落札者の決定基準を定める時の1回だけとなった。) 但し、技術的に高度で落札者の決定が難しい案件については意見聴取時に再度の意見聴取が必要か聞き、必要があれば落札者決定時にも意見聴取する。
- 総合評価落札方式の入札契約手続きの簡素化(審査期間の短縮)

入札方式	総合評価落札方式			制限付一般競争		
	特別簡易	簡易型	標準	一般	短縮型	入札後審査型
(旧)	56日	70日	70日	42日	35日	42日
(現在)	42日	56日	70日	42日	35日	42日

- 「平成21年度 浜松市土木部総合評価(簡易型)ガイドブック」の活用
 - ・ 総合評価の適切な運用と拡大を目的に策定したガイドブックを活用する。
(平成20年度試行した簡単チェックリストは廃止。)

- 総合評価方式の「様式1」工程表を積極的に活用する。
 - ・ 工程の段取りの記載により、技術提案の内容がより明確になる場合は、工程表の提出を併せて求める。

- 今後の取り組みと課題
 - ① 総合評価落札方式の円滑な実施(事前の発注計画の作成)
 - ・ 4月～6月の発注予定は、調達課へ報告する。
 - ・ 設計書は、総合評価対象工事の発注計画に合わせて調達課へ持ち込む。
 - ・ 調達課に、学識経験者との意見聴取を計画的に実施出来るように図ってもらう。
 - ② 総合評価技術提案の履行担保(着手前の施工計画書への記載による確実な履行を図る。不履行によるペナルティの実施方の検討)
 - ③ 調達課と技術監理課の関係
総合評価の効果を定量的に調査するため工事成績の関連を追跡調査する。
総合評価落札方式による工事成績優秀企業のインセンティブの検討。
 - ④ 委託業務の総合評価への対応
国土交通省では、総合評価方式の拡大として委託業務への取り組みを試行している。今後、地方公共団体にも導入要請が予測されるため、課題を整理し事前の対応を検討。(現在対応の予定はない。)
 - ⑤ 事例集のデータベース化
評価事例を保管する共通ルール の模索。

以上により総合評価落札方式導入に向けて取り組みを行なっております。

総合評価落札方式取組状況

【静岡県沼津市】

◆沼津市の取り組み

- ・平成19年度より試行
- ・下水道工事・舗装工事などを中心に発注(市内格付けの上位ランク対象工事)
- ・簡易型(実績評価)のみの実施(指名競争入札)

◆実施件数(全件実績評価簡易Ⅱ型)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
土木	3	3	4	7
舗装	0	1	2	1
管(上水道)	0	1	0	1
合計	3	5	6	9

平成22年度まで計23件

◆逆転落札件数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
土木	1	0	3	1
舗装	0	0	1	1
管(上水道)	0	0	0	0
合計	1	0	4	2

平成22年度まで計7件

◆状況・成果

- ・工事成績の向上が成果として現れている。
- ・災害協定やISOなどを評価することにより、企業の社会性・信頼性をの向上を促すことができる
- ・実績評価の簡易型での実施は、書類作成にそれほど労力を必要としないので、多くの業者が参加している
- ・最低制限価格付近での応札業者が多い土木工事などでは逆転落札もある(評価点の高い業者が落札)

◆課題

- ・市の工事では、技術的な工夫の余地が小さい工事が多く、標準型や施工計画を評価する簡易Ⅰ型の実施は困難
- ・学識経験者の意見徴収が必要なため、契約までの期間が通常の価格競争方式より1ヶ月以上長くなってしまいうことにより、工事工程に影響がある
- ・予定案件が、地元との調整で、発注時期が変更になり、通常の価格競争に切り替えるケースがある。逆に、急きょ発注可能になっても総合評価落札方式で実施するにはスケジュール調整が困難である

総合評価方式における落札者決定基準の土木工事モデル

ア 実績評価型

(別紙1-1)

評価項目		評価基準	配点	最大得点
企業の技術力	過去10年間の同種工事の施工実績（注1	同種工事の実績あり	2.0	2.0
		同種工事の実績なし	0.0	
	平成20年度、平成21年度における市工事成績評定（土木一式工事）の平均点 ※平均点以上を評価する。	832点以上	5.0	5.0
		822点以上832点未満	3.0	
		812点以上822点未満	1.0	
		792点以上812点未満	0.0	
		792点未満	-2.0	
	過去2年間ににおける優良工事等表彰（表彰における過去2年間とは、前々年度、前年度及び当該年度表彰（表彰対象工事はそれぞれ前年度工事）であり、当該年度の表彰が行われていない時点では、前々年度分、前年度分を評価する。）	同工種における市表彰の実績あり	2.0	2.0
		同工種における市表彰の実績なし	0.0	
	品質管理システムの取組状況	ISO9001の認証を取得済み	1.0	1.0
該当なし		0.0		
配置予定技術者の能力	技術者の資格	1級土木施工管理技士又は同等の資格（注2	3.0	3.0
		2級土木施工管理技士（種別：土木）	2.0	
		その他	0.0	
	過去10年間の主任（監理）技術者の同種工事の施工経験の有無（注1	同種工事の実績あり	2.0	2.0
		同種工事の実績なし	0.0	
	継続教育の取組み状況	証明あり（各団体推奨単位以上取得）	1.0	1.0
		証明なし又は各団体推奨単位未満の取得	0.0	
企業の社会性・信頼性等	災害協定締結の有無	沼津市との災害協定の締結あり	1.0	1.0
		その他	0.0	
	建設業労働災害防止協会への加入	加入あり	1.0	1.0
		加入なし	0.0	
	労働福祉の状況	障害者雇用優遇企業登録者名簿に登録されている	1.0	1.0
		登録されていない	0.0	
	環境マネジメントシステムの取組状況	ISO14001の認証を取得済み	2.0	2.0
		エコアクション21の認証を取得済み	1.0	
		該当なし	0.0	
	合計			
換算				15.0

（注1：同種工事とは、請負金額20,000千円以上の下水道管渠布設工事

（注2：同等の資格とは、技術士建設部門又は、技術士総合監理部門（建設）とする。

豊田市の総合評価方式への取り組み

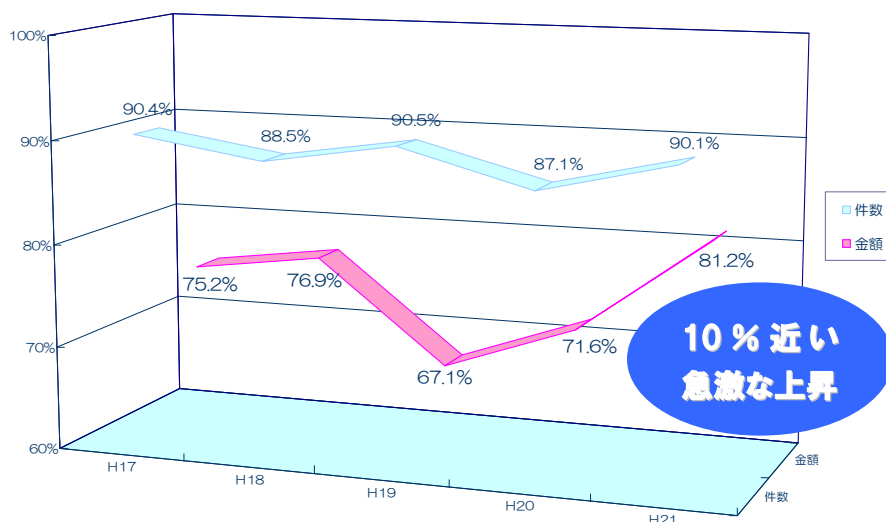
１ 最近の入札の状況と検証

（１）市内本店業者優先施策の推進

昨今の経済状況から、本市においても平成２１年度に議会より要望された緊急経済対策への提言に基づき、市内本店業者優先施策を推進してきました。

その結果、下記のとおり前年度と比較し市内本店業者への発注が金額ベースで約１０％近く伸びました。

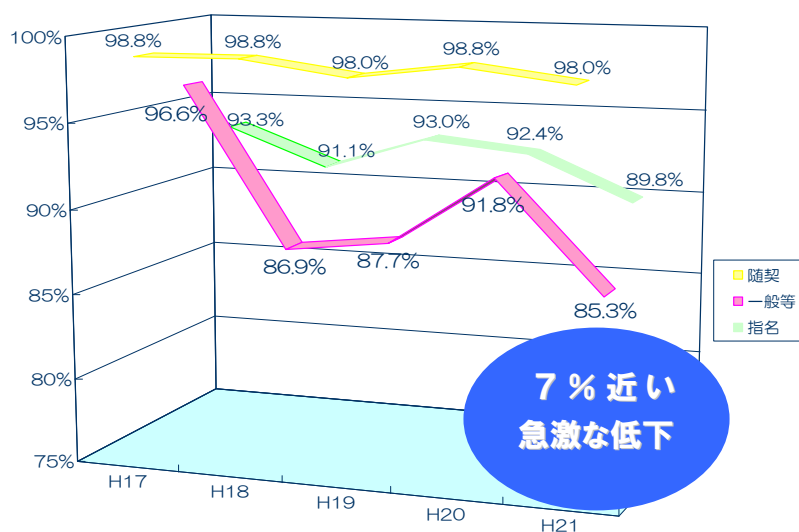
【図-① 市内本店業者の受注率の推移】



（２）落札率の急激な低下

また、昨年度以降、急激に落札率が低下しています。平成２０年度に公契連モデルに準じ、低入札調査価格基準、失格基準を引き上げました。その結果、平成２０年度の平均落札率は９１．８％まで上昇しましたが、平成２１年度はさらに基準等を引き上げたにもかかわらず、逆に平均落札率８５．３％と前年度から約７％低下しました。

【図-② 平均落札率の推移】



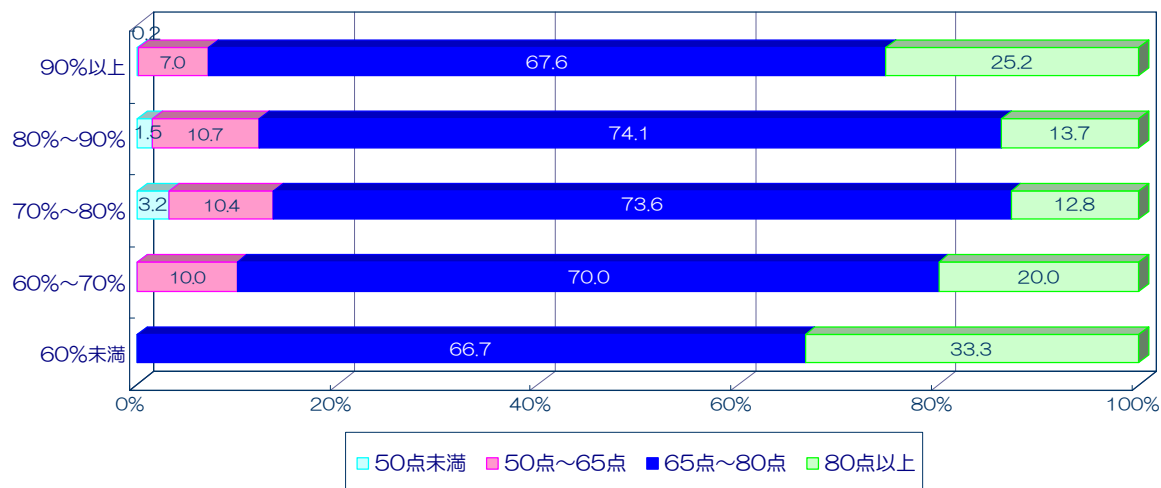
※（参考） 低入札価格調査 平成２０年度：１２件 平成２１年度：３１件

(3) 落札率と工事成績との検証

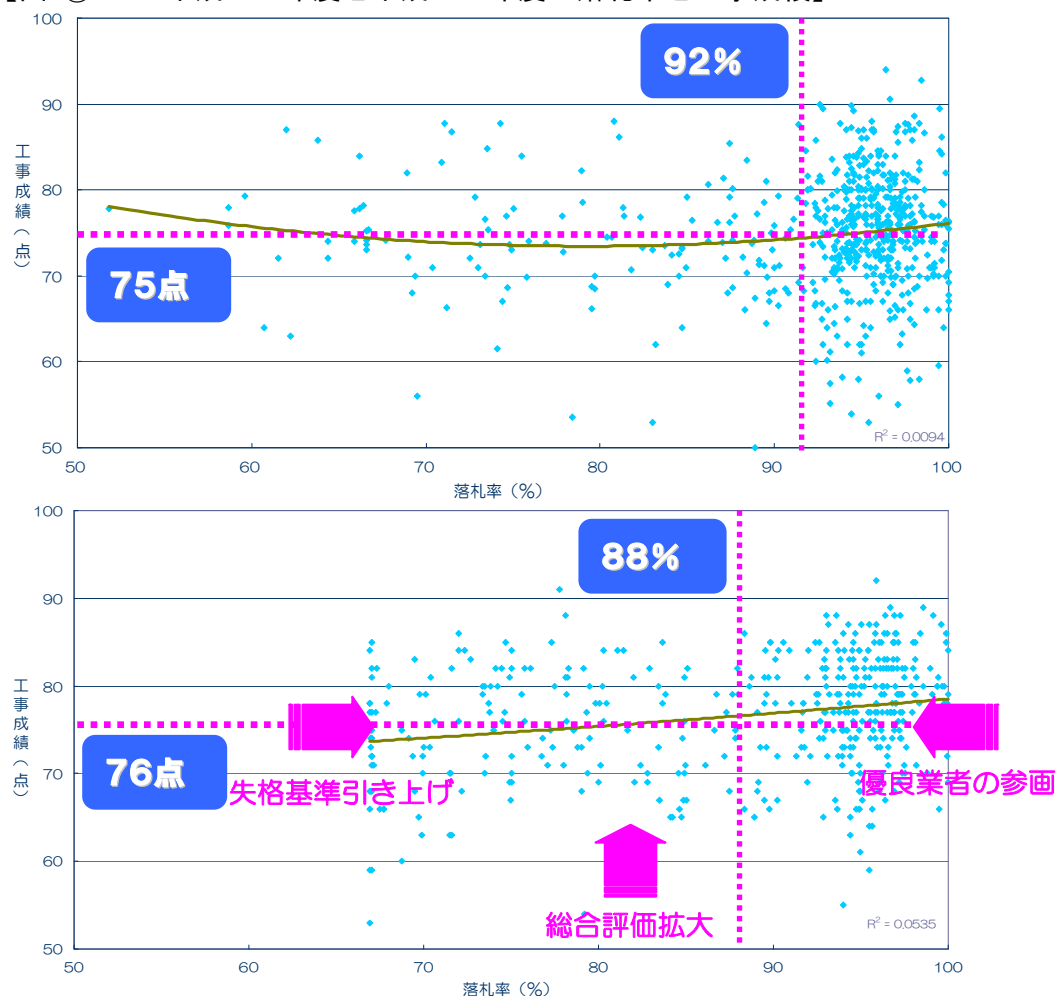
市内本店業者を優先するためには、参加資格を緩和する必要があり、そのため、技術的な問題を含め工事の品質確保が懸念されます。また、落札率が低下することで業者側の利益が圧縮されることにより、同様に品質確保が懸念されます。

これらのことから、総合評価を取り入れた平成18年度以降の平均落札率と工事成績の関係について検証したものです。

【図-③-1 平成18年度～20年度 落札率と工事成績】

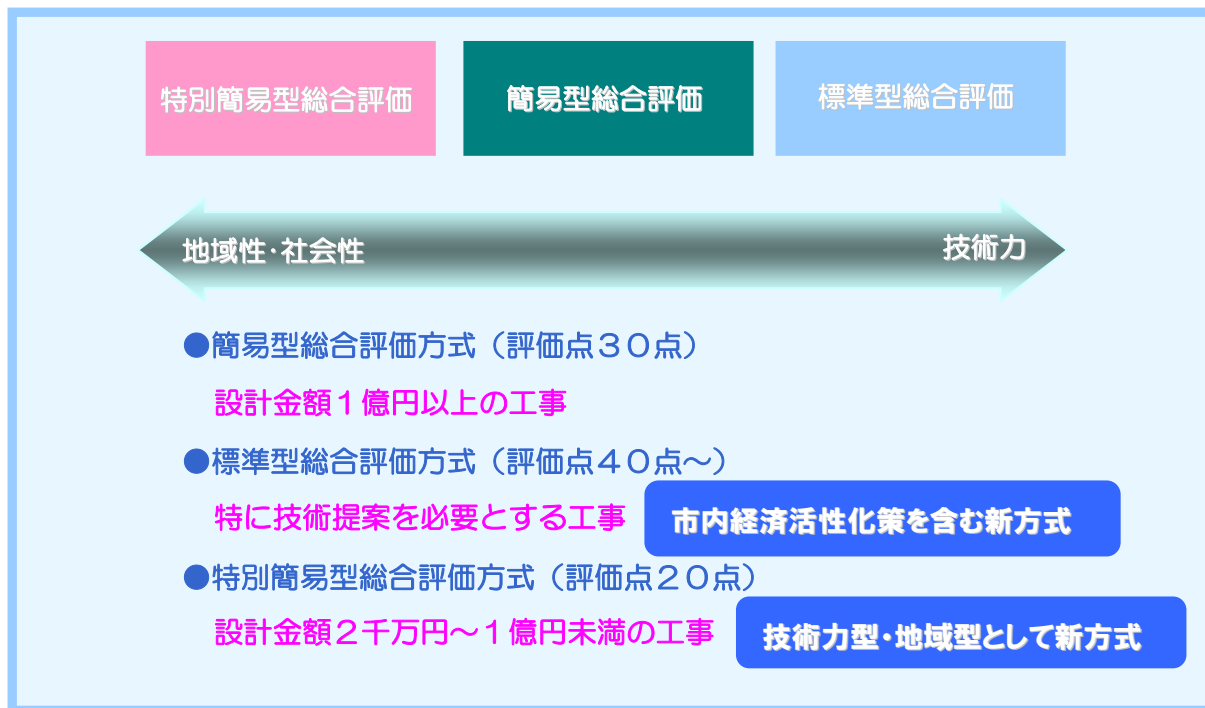


【図-③-2 平成19年度と平成21年度 落札率と工事成績】



2 豊田市の総合評価方式の概要

(1) 総合評価方式のイメージ



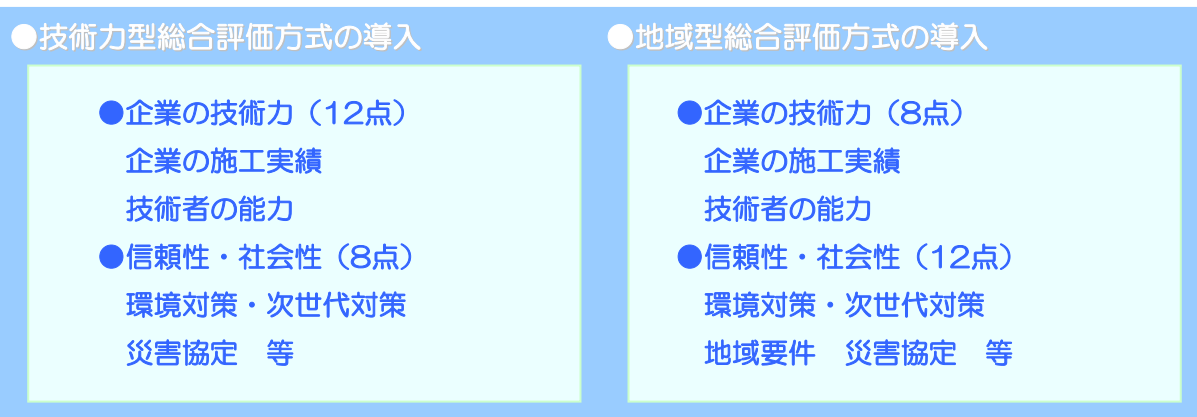
(2) 新方式の導入

〔標準型総合評価方式〕

●市内経済活性化策を含む市内貢献策の導入

- JV構成での市内業者の分担（2点）
- 情報開示、見える化（1点）
- 下請等による市内経済活性化（3点）
- 契約、支払いの適正化
- 2次的経済効果（3点）
- コンプライアンス（1点）

〔標準型総合評価方式〕

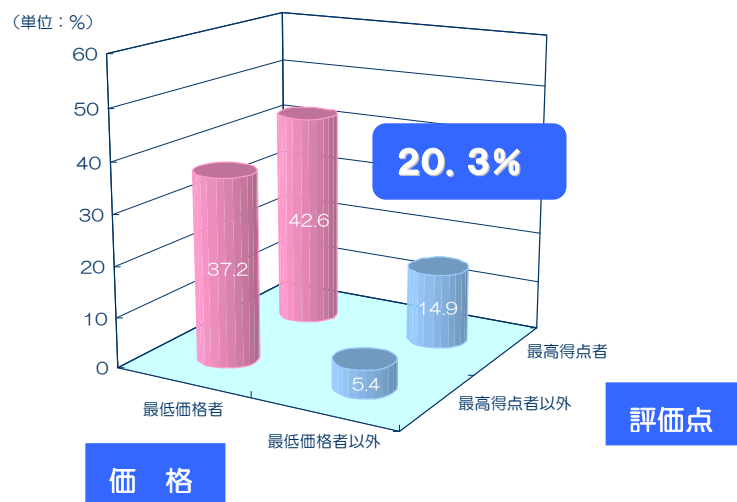


3 総合評価方式導入の効果と検証

(1) 落札者の割合

本市における落札者の割合は、下記のとおりです。

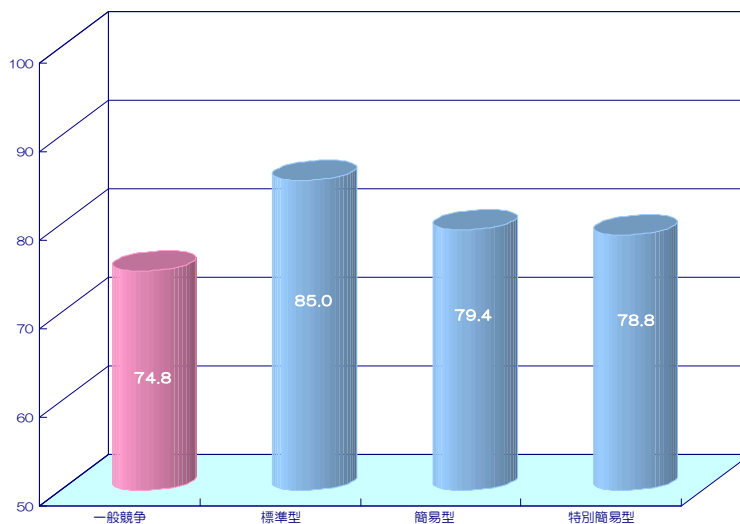
【図-④ 落札者の割合】



(2) 総合評価方式と一般競争入札との比較

本市が総合評価方式を導入した平成18年度以降、総合評価方式と総合評価を除く一般競争入札の工事成績を比較すると下記のとおりです。

【図-⑤ 総合評価方式と一般競争入札 工事成績比較】



H18～21 総合評価全工事成績：79.1点

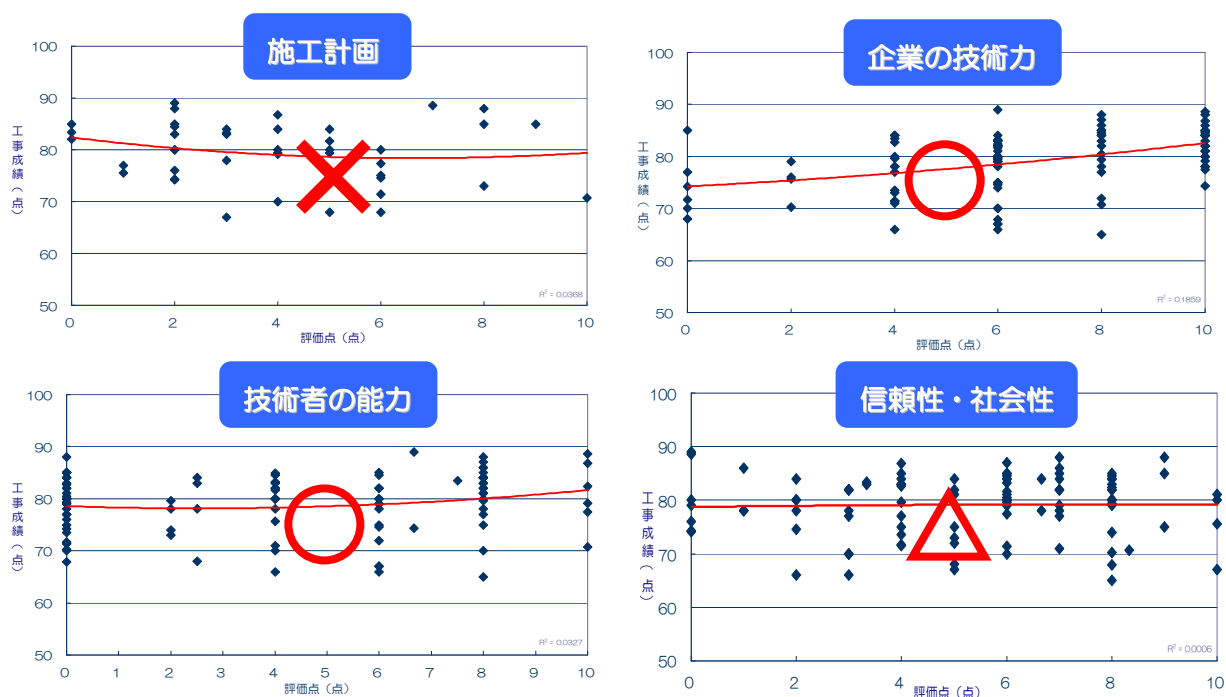
H18～21 一般競争全工事成績：74.8点

105件検査完了 4.3ポイントUP↑

(3) 総合評価方式における評価項目別評価点と工事成績比較

本市においては、「技術提案（施工計画）」（標準型及び簡易型のみ）、「企業の技術力」「企業の信頼性・社会性」を対象に評価項目として評価しています。昨年度までに実施した105件の総合評価方式の案件について、「施工計画」「企業の施工実績」「技術者の能力」及び「企業の信頼性・社会性」ごとに工事成績を検証した結果、下記のとおりとなりました。

【図-⑥ 評価項目別工事成績比較】



4 今後の課題～取り組み

● 総合評価方式の運用

- 設計金額2000万円以上に拡大
→ 工事の目的、地域による選定
- 技術力型・地域型総合評価の導入
→ 検証結果により方針検討
- 市内経済活性化への提案の活用
→ 大規模建設工事などに適用
- コンプライアンスへの提案の活用
→ 低入札価格での契約に適用（案）

● 入札・契約制度の見直し

- 市内本店優先施策の推進
→ 基本的に今後も継続
- 低入札価格調査制度の見直し
→ 落札率の低下の歯止め
- 参加資格基準の見直し
→ 地域による格差の是正

総合評価落札方式「標準B型」等における評価項目及び評価基準の見直し

○「手持ち工事量評価」を新設

参加企業に対する受注機会の拡大を図り、併せて、品質確保の向上を図る。

「手持ち工事量比率」＝管内直轄工事の当該年度の受注額÷管内直轄工事の過去3年間の平均受注額

評価点 比率＝0.5未満(2点) 比率＝0.5以上1.0未満(1点)

○「地元企業活用評価」の試行運用(2.3億円～5億円)

東海農政局契約工事において、地元中小企業の積極的な活用を推進するため、下請け額の割合に応じ評価点数の加点を行う。

「地元企業活用」＝本工事の契約額に占める地元企業との下請け予定契約金額の割合を評価

評価点 割合＝35%以上(2点) 割合＝25%以上35%未満(1点)

1

総合評価落札方式における課題等への取り組み

○技術提案におけるテーマ設定について

全ての評価方式における技術提案のテーマについては、現場条件や工事特性を十分勘案し、同様の工事であっても工事毎に異なるテーマを設定し、技術による競争性の確保を図る。

○地域貢献活動の評価について

対象とする具体的な活動内容は、以下のとおりであるが、企業が開催、共催、又は協賛等で参画したものとし、継続的な支援実績又は災害活動実績とする。

- ①農地・農業用水等の資源保全活動（水路の泥上げ、ため池の清掃等）
- ②造成施設の保安全管理活動（造成した施設の緊急的な保全活動等）
- ③農村環境保全活動（施設造成後のモニタリング、フォローアップ等）
- ④住民参加型直営施工への支援活動（技術指導や資機材の提供等）
- ⑤耕作放棄地解消活動（市町村策定の解消計画への企業として参画等）
- ⑥農村地域防災活動（渇水・洪水時の揚・排水ポンプの提供・設置等）
- ⑦その他農村地域の振興に寄与する活動（自治体、NPOへの貢献等）

○優良工事表彰、工事成績、地域貢献活動等の実績について

全国直轄工事で、過去5年間を対象にしていたものを、地域の特性と直近の実績を重視し、管内直轄工事で、過去3年間を対象に変更。

2

中部地方整備局公共工事の品質確保に関する取組

総合評価落札方式の透明性の確保等に関する改善策について

国土交通省の直轄工事における入札契約制度に関して、平成22年度の予算執行から、総合評価落札方式の技術評価に関する透明性を向上させるとともに、民間企業の技術力による競争を促進させるために、以下の3点について改善策を講じることとしました。

1. 総合評価落札方式における技術提案の評価結果については、その点数の公表に加えて、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知する。＜改善策1＞

2. この通知に対して、提案企業から疑問点等を問い合わせることのできる専用の窓口を各地方整備局に新たに設置する。＜改善策2＞

3. 工事難易度の低い工事の入札参加資格要件には、過去の実績の工事量*による設定は行わず、総合評価落札方式の技術評価における施工能力の評価として行う。＜改善策3＞

*例えば橋梁の長さ(何m以上)、舗装の施工面積(何㎡以上)、盛土・切土の施工量(何立方メートル以上)等

平成22年3月5日

1

＜改善策①＞ 技術提案の評価結果に関する具体的な内容の通知

＜入札結果の公表例＞ 公表済み

業者名	入札価格	評価点	評価値	備考	評価点の内訳								
					評価点					施工体制評価点			合計
					標準点	施工計画(周辺環境に配慮した具体的な施工計画について)	企業の施工能力	企業の信頼性・社会性	小計	品質確保の実効性	施工体制確保の確実性	小計	
A社	¥340,000,000	155	45.588		100	15	8	2	25	15	15	30	155
B社	¥336,000,000	172	51.190		100	30	10	2	42	15	15	30	172
C社	¥332,000,000	158	47.590		100	15	11	2	28	15	15	30	158
D社	¥333,000,000	174	52.252	落札	100	30	14	0	44	15	15	30	174
....													

【具体的な評価内容の通知例】

新規

【凡例】○: 加点対象として評価する
—: 加点対象として評価しない

技術提案	評価の内容
・工事搬入路の県道は生活道路として歩行者等の利用が多いため、周辺地区に対し、リーフレットを作成して工事説明を行う	—
・工事区域は水田や河川、用水路に隣接している事から地盤改良区域周辺に土堰堤を設置する	○
・本工事の地盤改良工では、プラント設備の洗浄等による余水の集水との再利用を行う	—
・ミキサーへのセメント投入による粉塵の飛散防止のため、プラント設備をシートにて仮囲いする	○
・地盤改良においてはセメント搬入車の出入りに際して、工事区域出入口に高圧洗浄機を設置し、タイヤ洗浄を行う	○

2

<改善策③> 入札参加要件における要件設定の見直し

<入札参加要件の記載項目> (一般的なもの:WTO対象工事を除く)

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定(一般競争に参加させないことができる者)に該当しない者
- (2) 当該地方整備局の競争参加資格登録を行っている者
(会社更正法の更正手続開始の申し立てがなされている者等でないこと)
- (3) 地域要件
- (4) 施工実績

例1) (ア) 道路橋又は鉄道橋であること。

~~(イ) 最大支間長が25m以上であること。~~

例2) (ア) 2車線以上の道路におけるアスファルト舗装工事で、~~舗装の表層面積が10,000m²以上の工事であること~~

例3) (ア) 河川堤防の築堤工事において築堤盛土量が~~4,000m³以上であること。~~
- (5) 監理技術者を当該工事に専任で配置できること
- (6) 以下、略 …

3

総合評価落札方式(工事)における技術提案の採否の通知等に関する取り組み

総合評価落札方式(工事)における評価の過程の透明性をより一層向上させる観点から、入札参加者に対する技術提案等の採否に関する通知について、当面、下記のとおり実施

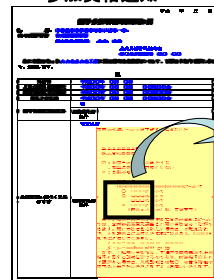
□技術提案等の採否の通知

- 各入札参加者から提出された技術提案等のうち、加算点付与かを競争参加資格の確認通知時に通知(○、一、×)

□問い合わせ窓口の設置

- 通知(○、一、×)に関する問い合わせ対応窓口を設置
- 問い合わせ窓口
中部地方整備局 企画部
技術開発調整官

参加資格通知



評価結果

- : 加算点付与の対象
- 一: 加算点付与の対象としない
- ×: 実施不可

- : ① * * *
- 一: ② ◆ ◆ ◆
- ×: ③ ▲ ▲ ▲
- : ④ □ □ □
- : ⑤ × × ×

↑
技術提案番号

□問い合わせ、面談等による説明

①問い合わせの方法

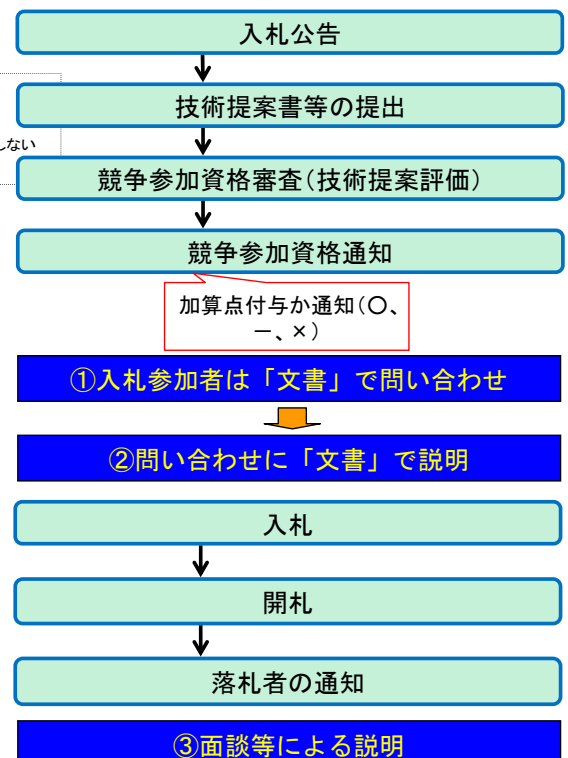
- 入札参加者は、通知(○、一、×)について「文書」で問い合わせが可能

②問い合わせに対する説明

- 問い合わせがあった場合、入札参加者に「文書」で説明を行う

③落札者の決定後の面談等による説明

- 入札参加者は、落札者の決定の通知後、面談等による説明を求めることが可能
- 問い合わせを行わなかった入札参加者も、面談等による説明を求めることが可能



4

中部地方整備局における 低入札対策について(工事)

平成22年 5月21日

中部地方整備局 技術管理課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

5

中部地方整備局における低入札工事の発生状況

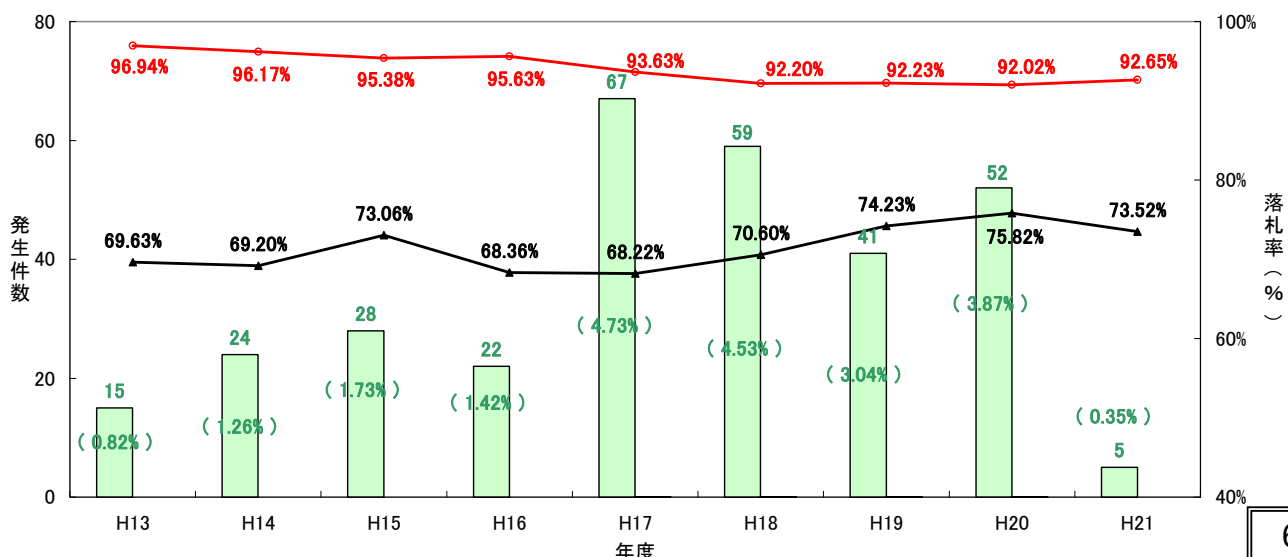
中部地方整備局 平均落札率と低入札工事の状況

- ◆平成17年度において低入札工事が急増
- ◆その後、国土交通省における「緊急公共工事品質確保対策(H18.12)」の取り組みにより、低入札工事は減少
- ◆平成21年度に施工体制確認型総合評価落札方式を「原則全件」実施(平成21年2月～)

【凡例】

- 低入札工事の発生件数(発生率)
- 工事全体の平均落札率
- 低入札工事の平均落札率
- ()内: 年度毎の工事全体の件数に対する低入札発生率

中部地方整備局における低入札工事の発生状況



6

施工体制確認型総合評価落札方式・特別重点調査の概要

施工体制確認型総合評価落札方式の試行

概要…新たに、施工体制が確実に確保できるかを審査要素に加味する(施工体制評価点の創設)とともに、技術提案の内容に応じて与えられる技術提案加算点の上限を引き上げ、価格以外の技術面の要素を十分に評価。

適用工種…一般土木 PC 鋼橋上部 から、**全ての工種に適用を拡大**(平成20年10月)

適用金額… 予定価格1億円以上に適用範囲(平成20年10月)から**原則試行に拡大**(平成21年2月)

低入札価格調査における特別重点調査の試行

(品質確保ができないおそれがある場合の具体化)

概要…契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査する際、極端な低入札者について、特に重点的な調査(特別重点調査)を実施する。

「履行がされないおそれがない」ことの立証を企業側に求め、それが確認出来ない時は、その入札参加者とは契約を結ばない。

適用工種…全工種

適用金額… **予定価格1億円以上の工事に適用範囲を拡大**(平成20年10月)

7

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

低入札価格調査基準価格の見直し

低入札価格調査基準価格：

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと

低入札調査基準価格の見直しについて

S62.4～H20.3

【範囲】

予定価格の2/3～8.5/10

【計算式】

直接工事費の額
共通仮設費の額
現場管理費×0.20 } 合計額
×1.05

H20.4～H21.3

【範囲】

予定価格の2/3～8.5/10

【計算式】

直接工事費×0.95
共通仮設費×0.90
現場管理費×0.60
一般管理費等×0.30 } 合計額
×1.05

H21.4～

【見直し後の範囲】

予定価格の**7.0/10～9.0/10**

【見直し後の計算式】

直接工事費×0.95
共通仮設費×0.90
現場管理費×0.70
一般管理費等×0.30 } 合計額
×1.05

※平成21年4月3日以降入札公告をする工事から適用

○低入札価格調査基準価格については、昨年4月に計算式の見直しを行ったところであるが、ダンピング対策を強化するために、工事の品質確保を図る観点から、最新のデータに基づき、より一層の見直しを行うこととした。

○地方公共団体に対しても、引き続き、低入札調査基準価格や最低制限価格の見直しを要請していく予定。

施工体制確認型総合評価落札方式

「施工体制確認型総合評価落札方式」：原則として全ての工事に適用（H21.2以降）

技術評価点

= 評価値 ⇒ 評価値が最高の者が落札者

入札価格

技術評価点 = 標準点100点 + 技術提案等加算点 + **施工体制評価点** 満点30点

※ 施工体制評価は、**優、可、否** の3段階評価

品質確保の体制を審査要素として加味

さらに

施工体制確保が十分に確保されていない場合、技術提案等加算点の内、企業が提出した技術提案に係る加算点を施工体制評価点の割合に応じ減ずる！！

技術提案等加算点 = 企業評価に係わる加算点 + **技術提案評価に係わる加算点**

施工体制評価点の割合に応じ減点

例) 入札参加者A： ①技術提案加算点 10点獲得 ②施工体制評価点 10点（満点30点）を獲得

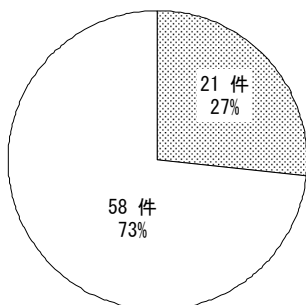
品質確保の実効性及び品質確保体制の確実性評価結果が「可」
 ⇒ ∴ 「①技術提案加算点 10点」 × 10 / 30 = **3.3333 点**（技術提案加算点を補正）
 ※ 簡易型の場合は、上記の「技術提案加算点」を、「簡易な施工計画加算点」として読み替える

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

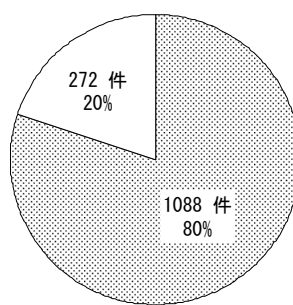
9

平成21年度における施工体制確認型総合評価落札方式の応札状況（参考）

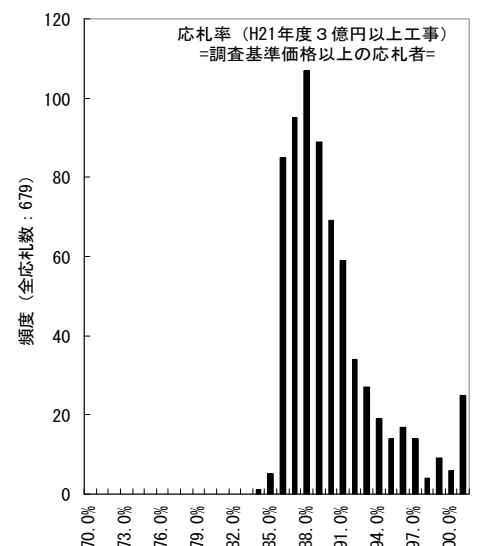
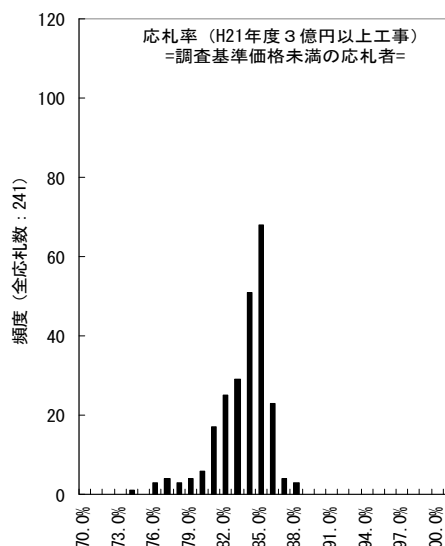
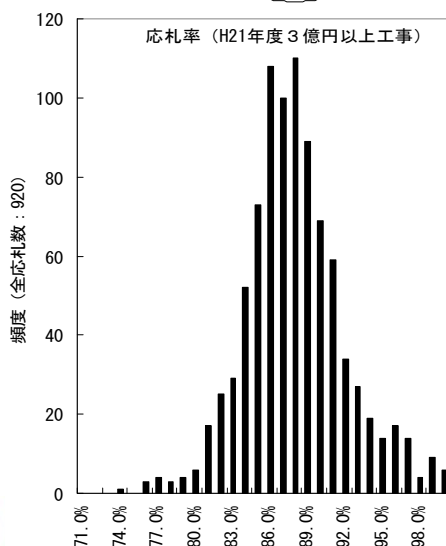
【3億円以上】（全件数：79件）



【3億円未満】（全件数：1360件）



■ 入札無効者を含まない工事
 □ 入札無効者を含む工事



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

10

平成21年度 ○○高架橋PC上部工事
 予定価格(税抜き・円) 665,260,000
 調査基準価格(税抜き・円) 565,840,000

	入札価格	応札率	応札額 順位		標準点	技術提案評価 に係る加算点 (最大30点)	企業評価に係 る加算点 (最大20点)	施工体制 評価点 (最大30点)	技術評価点	評価値	評価値順位	
E社	550,000,000	82.7%	1	×	追加資料の提出がないため入札無効	}			—	—	—	
H社	558,000,000	83.9%	2	×	追加資料の提出がないため入札無効				—	—	—	
J社	560,000,000	84.2%	3	×	追加資料の提出がないため入札無効				—	—	—	
L社	564,000,000	84.8%	4	×	追加資料提出		100	0	10	0	110	19.5035
B社	565,000,000	84.9%	5	○	調査基準価格以上かつ予定価格以内	100	20	5	30	155	27.4336	4
C社	570,000,000	85.7%	6	○	調査基準価格以上かつ予定価格以内	100	10	3	30	143	25.0877	8
I社	575,000,000	86.4%	7	○	調査基準価格以上かつ予定価格以内	100	20	10	30	160	27.8261	2
K社	576,000,000	86.6%	8	○	調査基準価格以上かつ予定価格以内	100	20	5	30	155	26.9097	6
A社	578,000,000	86.9%	9	○	調査基準価格以上かつ予定価格以内	100	10	15	30	155	26.8166	7
G社	579,000,000	87.0%	10	○	調査基準価格以上かつ予定価格以内	100	25	10	30	165	28.4974	1
F社	580,000,000	87.2%	11	○	調査基準価格以上かつ予定価格以内	100	25	5	30	160	27.5862	3
D社	590,000,000	88.7%	12	○	調査基準価格以上かつ予定価格以内	100	19	11	30	160	27.1186	5

落札

入札説明書の抜粋

(6) 施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工体制をどのように構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者に対して、原則として開札後速やかにヒアリングを実施するが、その実施方法等については、別途連絡する。

なお、予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者の内、技術提案書、入札書、工事費内訳書の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認が出来ると思われる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

① 日 時 : 別表1. ⑥のとおり

② 場 所 : 〒460-8514

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館
 中部地方整備局 道路部 道路工事課
 電話 052-953-8174 (直通)

③ 資料の提出: 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格(別紙を参照のこと)に満たない者に対し、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。また、調査基準価格を満たす者に対しても、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。提出を求めることとなる追加資料及び審査方法の概要は、別紙のとおりとし、その提出は、別表1. ⑦に示す期日までにを行うものとするが、別紙の追加資料については、提出後の修正及び再提出は認めない。

なお、予決令第85条に基づく調査基準価格(別紙を参照のこと)に満たない者に対しては、下記11.(4)の開札の後速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。この際に、追加資料の提出の意向のない者については、下記11.(4)の開札後、追加資料の提出を行わない旨を下記により書面(様式は自由)にて提出するものとする。

・提出期限: 別表1. ⑧のとおり

・提出場所: 6. に同じ

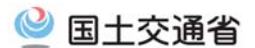
・提出方法: 原則として持参とする。(場合によっては、郵送又は電送による提出也可)

上記により、追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、入札を無効として取り扱うものとする。

11



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



中部地方整備局における低入札対策について (業務)

平成22年8月

中部地方整備局

12

赤字は、H22年4月26日以降公告適用

入口対策(低入札者の義務):全業務対象

全國統一

中部独自

- ①管理技術者等の手持ち業務量を制限（4億10件→2億5件）

- ②増員担当技術者の配置（全ての業務打合せに同席）

- ◆増員技術者は以下の全要件が必要
- ・管理技術者と同等の能力及び経験
 - ・過去4年以内の同種業務で業務成績75点以上の管理技術者経験者
 - ・過去4年間の技術者成績の平均75点以上

- ③品質証明書の提出(代表者と受任者の連名による直筆署名)地整HPにて公表

- ◆「代表者」(本社代表取締役社長等)及び「受任者」(〇〇支店長等)の2名

- ④再委託の上限を規定（再委託額は業務委託料の1／3以内に限定）

- ⑤打合せの厳格化(全打合せに管理技術者及び増員技術者の出席を義務化)

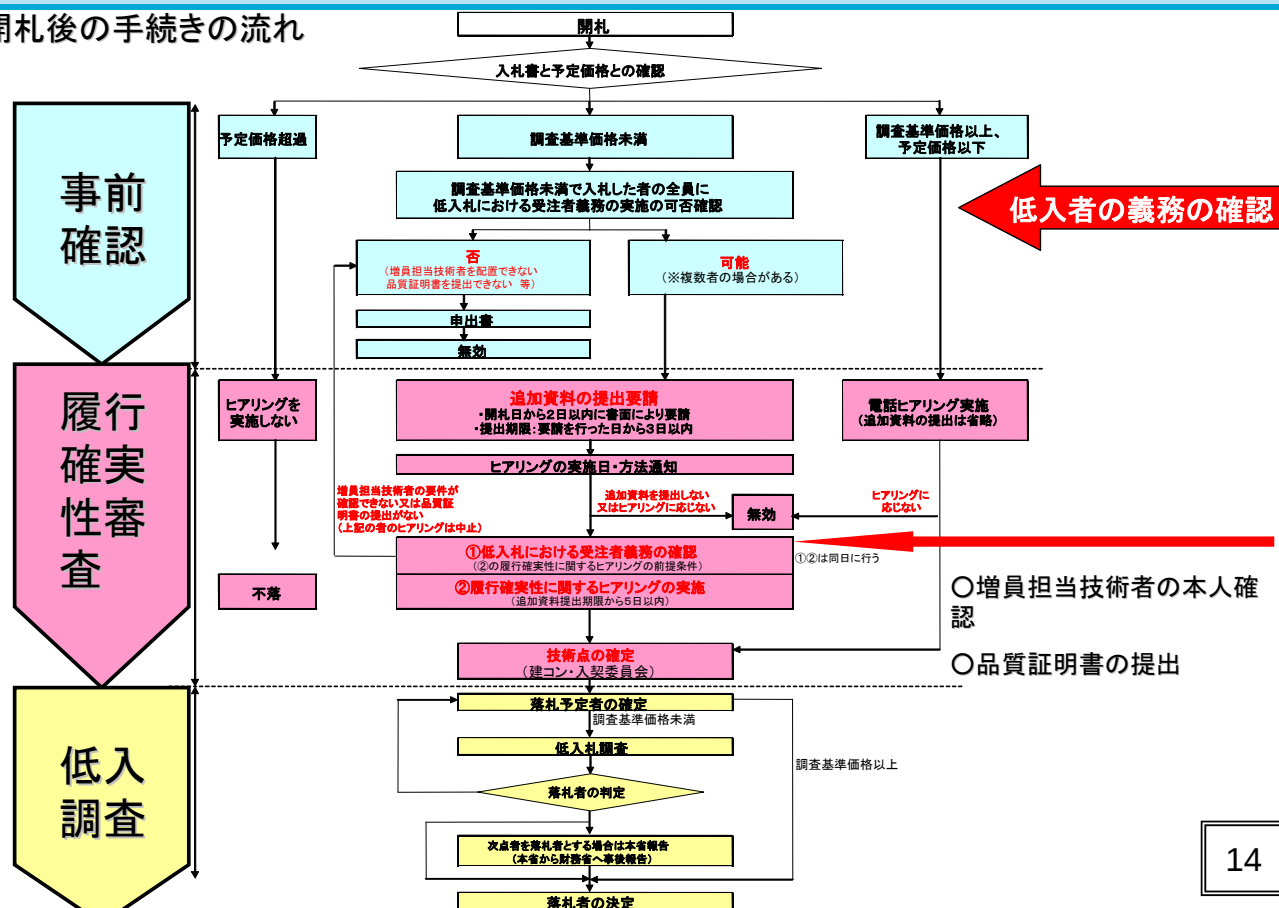
- ⑥履行確認の厳格化(主任調査員が進捗確認、遅延の場合は成績を減点)

※上記は説明資料のため詳細は個別業務の入札説明書を確認願います

13

ガイドラインの解説（履行確実性評価の流れ）

●開札後の手続きの流れ



（業務）総合評価落札方式における履行確実性評価

●対象業務（試行）

総合評価落札方式により発注される予定価格が2,000万円以上の業務

（建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務、測量、地質調査、建築コンサルタント業務）

→評価項目に新たに「**履行確実性**」を評価項目として設定し評価する。

●履行確実性の評価

- ・履行確実性に関するヒアリング及び追加資料により評価。
- ・調査基準価格未満の入札者に対しては、追加資料の提出を求め審査。
- ・従来の技術提案評価点に履行確実性度を乗じて技術点を算定。

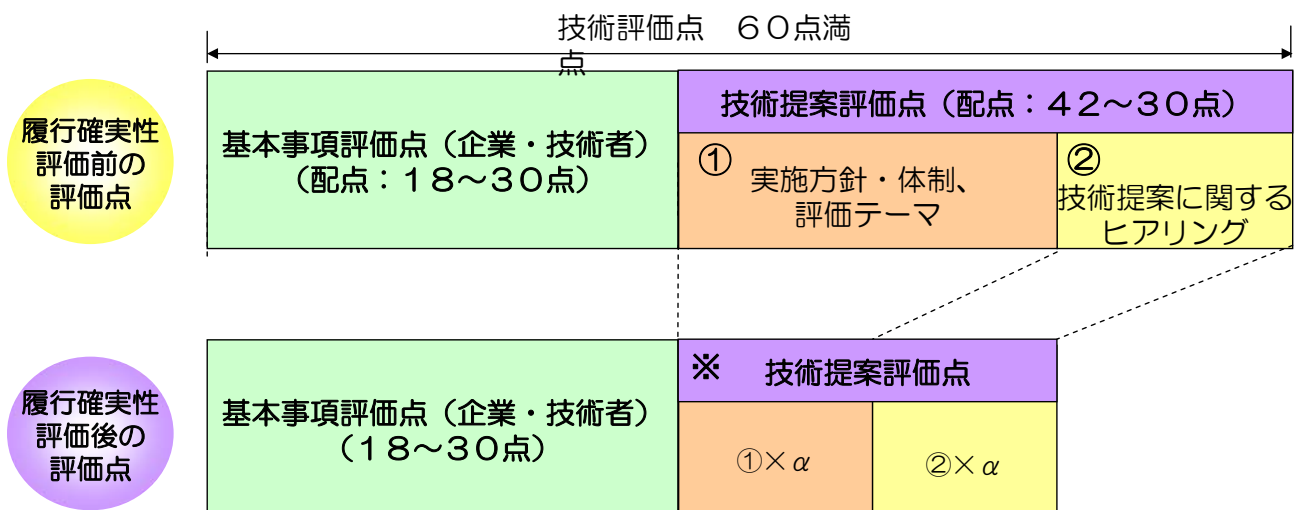
●入札の無効

- ・履行確実性に関するヒアリングに応じない（指定日時、場所に来ない場合を含む）。
- ・追加資料を提出期限までに提出しない（ヒアリング当日に持参し提出する書面を含む）。

15

（業務）総合評価落札方式における履行確実性評価

1. 履行確実性の評価（技術提案に関するヒアリングあり、評価テーマを求める業務の場合）



※ 履行確実性評価後の技術提案評価点は、履行確実性度（ α ）を技術提案評価点に乗じた点数

・・・（履行確実性評価前の）技術提案評価点 × α

補足）基本事項評価点（企業・技術者）：業務実績、成績、表彰等

技術提案評価点：実施方針、実施体制、評価テーマ、ヒアリングに与えられる評価点

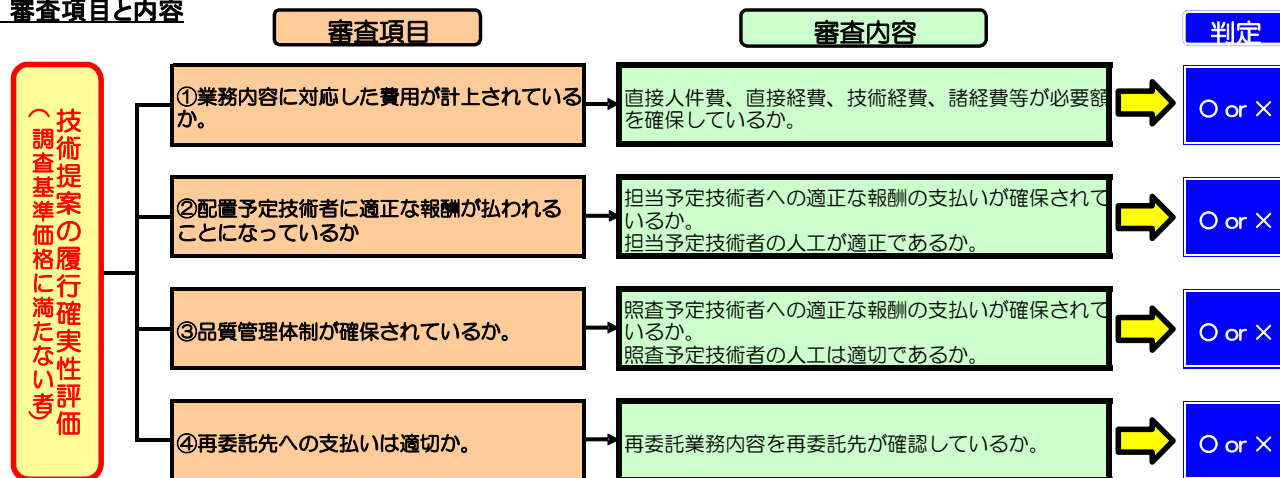
16

(業務) 総合評価落札方式における履行確実性評価

2. 審査方法：履行確実性に関するヒアリングの実施

- ・ 予定価格超過の者については、ヒアリングを実施しない。
- ・ 調査基準価格以上の者については、電話ヒアリングを実施。
- ・ 調査基準価格未満の者については、対面ヒアリングを実施。（出席者は配置予定管理技術者、増員担当技術者を含め3名以内。）

3. 審査項目と内容



4. 評価

$$\text{「履行確実性度」} = \frac{(\text{「O」}と審査した項目数)}{4 (\text{全項目})}$$

$$\text{「技術評価点 (60点)」} = (\text{基本事項評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{履行確実性度})$$

「O」とした項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

17

(業務) 総合評価落札方式における履行確実性評価

5. 評価例（価格点：技術点＝1：2）

予 定 価 格：20,000,000円
調査基準価格：14,000,000円
入 札 価 格：10,000,000円 （低入札）

（価格評価点 計算例）

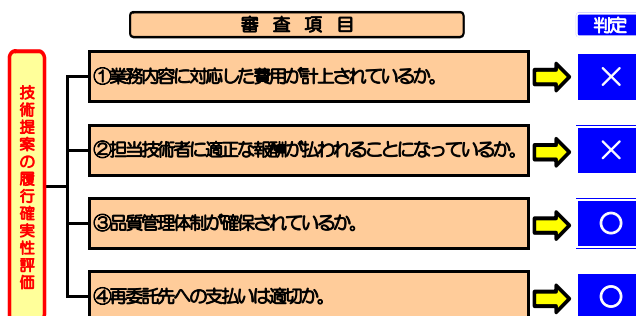
$$\begin{aligned} \text{価格点} &= (\text{価格点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \\ &= 30 \text{点} \times (1 - 10,000,000 / 20,000,000) \\ &= 15 \text{点} \end{aligned}$$

（履行確実性度 計算例）

$$\begin{aligned} \text{履行確実性度} &= (\text{「O」}と審査した項目数) / 4 (\text{全項目数}) \\ &= 2 / 4 \\ &= 0.5 \end{aligned}$$

（技術点 計算例）

$$\begin{aligned} \text{技術点} &= (\text{基本事項評価点 (企業・技術者)}) \\ &\quad + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{履行確実性度}) \\ &= 16 + 34 \times 0.5 \\ &= 33 \text{点} \end{aligned}$$



具体的イメージ

価格点	技術点の配点						技術点の満点＝60点 評価値の満点＝90点
30点	9点	9点	10点	10点	10点	12点	
価格点	技術点						技術点＝50点 評価値＝65点
	基本事項評価点		技術提案評価点				
評価点 15	基本事項（企業） 評価点 9	基本事項（技術者） 評価点 7	実施方針 評価点 8	実施体制 評価点 8	特定テーマ 評価点 10	技術提案に関するヒアリング 評価点 8	× 履行確実性度 0.5
	基本事項評価点 16点		技術提案評価点 34点				
評価点 15	基本事項（企業） 評価点 9	基本事項（技術者） 評価点 7	実施方針 評価点 4	実施体制 評価点 4	特定テーマ 評価点 5	技術提案に関するヒアリング 評価点 4	
	基本事項評価点 16点		技術提案評価点 17点				技術点＝33点 評価値＝48点

18

土木工事書類簡素化のとりくみ

中部地方整備局

中部地方整備局では、平成22年4月から整備局制定の「土木工事特記仕様書」を一部改訂するとともに、あらたに「土木工事書類作成提出要領(案)」を制定し、土木工事施工に係わる工事書類の簡素化を進めています。

工事書類簡素化のとりくみとは？

○公共工事の施工においては、履行の確認や品質の確認等のために工事書類は必要で、施工中や検査時に書類を提出することになっている。

しかし、全ての書類を逐一提出し確認していたことが、書類の重複作成や重複提出、仕様書等で規定する以外の書類作成と提出などにつながっていたものと考えられる。

○一方、近年の急激な情報通信技術の発達により、「紙による書類」以外の受発注者間コミュニケーション方法も取り入れていくのが合理的。

そこで

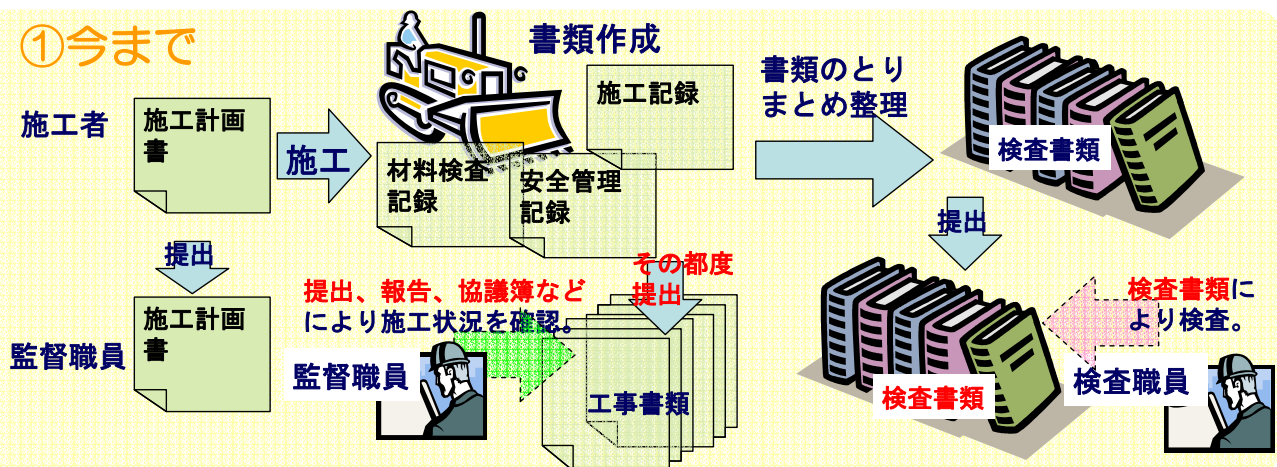
監督時や検査時の確認方法や書類の必要性を再検討し、**提出から書類原本の提示**としたり、**作成そのものを不要**とするなど工事書類の見直しを行い、書類の簡素化を図っていくこととした。

これにより、工種にもよるが、従来比で60%程度の提出書類の簡素化を図ることを目的としている。

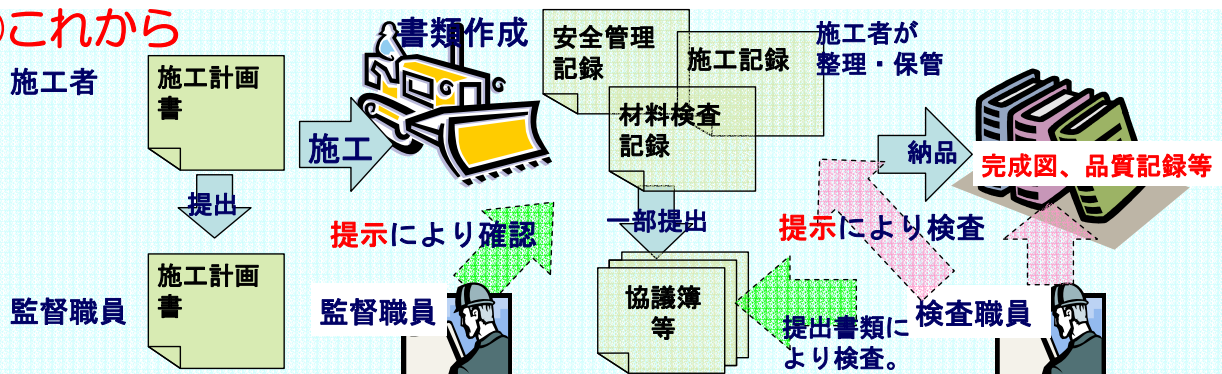
19

工事書類の簡素化（書類の見直し）のイメージ

①今まで



②これから



20

簡素化のための具体的な内容は？

工事書類の実態、監督・検査方法等の整理分析とあわせて、受発注者へのアンケート調査も実施したうえで検討を進め、以下のような考え方を導入することとした。

- ①作成書類のうち法令に基づくものや施工実施状況を確認する目的のものは、施工者が作成保管する**原本の提示により確認**することを基本。（安全管理関係、材料・品質証明関係など）
- ②施工方法等の説明資料を逐一提出するのはやめ、施工計画書を**加除整理**することで利便性の向上を図る。
- ③段階確認願や材料確認願は**電子メール**で日程調整することでペーパーレス化。また確認資料の提出は**不要**とし、**提示**により履行確認。指定材料や品質・出来形管理図表等の書類は**工事完成時の一括提出(納品)**とし重複提出防止を徹底。
- ④設計変更の対象とならない**軽微な打合せ**や定期報告、**緊急を要する報告**等は全て**電子メール**や**口頭**による「**連絡**」とし、ペーパーレス化。

特記仕様書の改訂内容は？

工事書類の簡素化を推進するため、工事書類の扱いを「**提出から提示**」へ変えると共に、新たな用語等を定義した。

- ①書面を必要としない口頭や電子メールによる「**連絡**」を新規に用語制定。
- ②施工計画書の変更追加方法を**加除整理**すると新たに規定。
- ③工事完成時に一括提出する「**納品**」を新規に用語制定。

21

「土木工事書類作成提出要領(案)」とは？

工事書類簡素化を進めるにあたっては、その概念の説明や特記仕様書の改訂だけでは具体的な取組にはなりにくいことから、簡素化の考え方と方法を解説すると共に必要な書式等を取りまとめ「土木工事書類作成提出要領（案）」を策定したものの。

また、本要領には、これまで慣例として作成されることがあった、①**検査のための工事概要書**や**工事概要写真帳**、②**地元説明や関係機関協議**に使用する資料。は工事書類ではないため請負者は原則作成不要と明示した。

なお、本要領は中部地方整備局HP(下記アドレス)で公開しています。

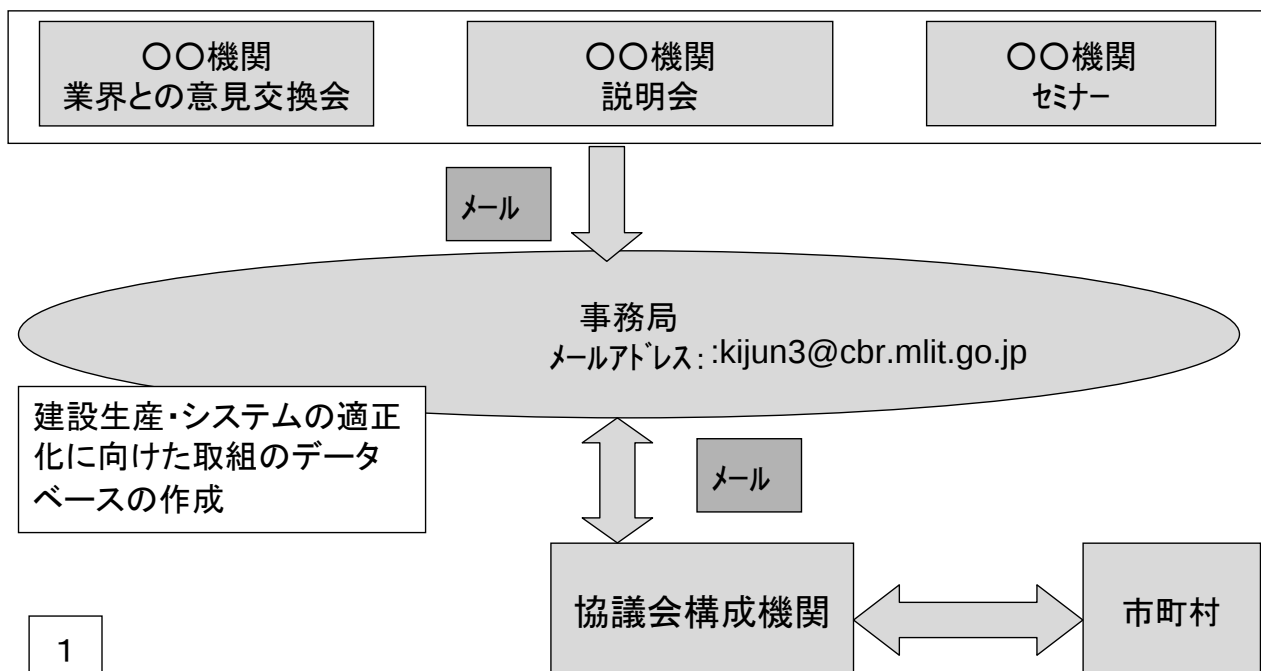
http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/pdf/20100409dobokukoujisyorui_teisyutsuyouryou.pdf

簡素化の取り組みは中部地方整備局だけなのか？

この取組は、中部地方整備局のみの取組であるが、工事書類の簡素化を求める声は多く全国的にも簡素化の検討が進められているところで、工事書類簡素化を全国的に進めるにあたり、**来年度改訂予定の「土木工事共通仕様書」**に中部地方整備局で取り組んでいる、「**提示の考え方**」、「**一括納品**」、「**書面によらない連絡**」などを導入することとなり、検討作業が進められているところです。

22

- ・協議会構成機関が開催する業界等との意見交換会、説明会、セミナー等の実施や結果等についてメンバーにメール等による情報提供
- ・建設生産・システムの適正化に向けた取組のデータベースの作成



平成22年度情報提供内容

- ・NO.1(H22.7.5) 中部地方整備局の自己評価結果公表について
- ・No.2(H22.7.13) 建設ICTシンポジウムの開催について
- ・No.3(H22. 8. 31) 平成22年度 建設産業支援セミナーの開催について
- ・No.4(H22.10.8) 「三方良しの公共事業改革推進カンファレンス2010」の開催について



平成22年7月 5日
中部地方整備局

お知らせ

平成21年度の発注者としての自己評価を本格的に行いました
～中部地方整備局の発注者としての自己評価結果の公表～
(公共工事の品質確保の促進に関する取り組み)

平成22年1月にとりまとめを行った、発注者としての自己評価手法にもとづき、今回平成21年度1年間を通した自己評価を初めておこないました。

公共工事の品質確保の促進を図ることを目的として、中部地方整備局の発注者としての自己評価手法を1月に公表しました。

その手法により、試行的に昨年12月に取り組み状況を自己評価したところ「Ab」となりました。

この度、平成21年度末で取り組み状況を自己評価したところ「Ac」となりました。これは残念なことに、前年度と比較しH21年度は事故が増加したことによるものです。また、「改善の傾向」の項目は、当初設定した目標は達成できたことから(+)、これに「今後に向けたコメント」を加えて、自己評価全体の結果を下記のとおりとしました。

中部地方整備局の発注者としての自己評価結果

Ac(+)

実施目標は概ね達成できた。平成22年度は工事事故の減少を目指すとともに、一部実施としていた「建設ICT」については目標を達成したが、今後本格導入に向けて更に推進する。

取り組み状況 改善の傾向

今後に向けたコメント

1. 配付資料 別紙のとおり
2. 解 禁 なし
3. 配 布 先 中部地方整備局記者クラブ
4. 問合せ先 中部地方整備局 TEL 052-953-8131
企画部 技術管理課長 高松 信治
技術管理課長補佐 石橋 雅子

公共工事の品質確保の促進に関する取り組みの 中部地方整備局による発注者としての自己評価

公共工事の品質は、公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければなりません。また、公共工事の効率化や品質向上及び適正な利益の確保を図るため、建設生産システムの向上に関する取り組み等を促進する必要があります。

中部ブロック発注者協議会では、これらの取り組みをより確実なものとするため、平成22年5月に建設生産システムの適正化に向けた自己評価について、公表を行いました。中部地方整備局では、この結果に幾つかの項目を加え、平成22年1月に公表している自己評価手法にて、平成21年度末を基本とした中部地方整備局の自己評価を行いました。

1. 発注者評価手法について

(1) 評価者（※前回どおり）

- ・ 発注者自らの自己評価とします。

(2) 評価の視点や考え方（※前回どおり）

- ・ 評価の視点は、下表のとおり①執行プロセス②執行結果③執行環境の3点とし、幅広く評価項目を抽出しました。
- ・ 評価の各視点は、公共工事の過程を時系列で括った3段階（計画設計・入札審査・契約検査）で評価します。
- ・ 公共工事の品質確保は発注者の努力のみでは達成できず、受注者の良質な施工によって初めて実現が可能です。また、こうしてつくられた良質な社会資本を社会（国民）に適切に提供し、地域に役立つ事で公共工事の目的が達成されます。

このような考えから、発注者の取り組みの影響が受注者、国民に広がることから、今回検討した自己評価は、発注者、受注者、国民の、責務の遂行、利益・利便の享受など、それぞれの幸せに着目した三方良しの視点から評価する手法としました。

事 項	内 容
執行プロセス	公共工事の執行過程において法令等に基づき行われる品質確保の取り組み
執行結果	工事目的物の品質、要したコストや工期、安全性、環境対策などの公共工事の執行結果
執行環境	良好な調達を行う上での建設生産システムの環境(状態)

(3) 評価手法（※前回どおり）

①評価項目

- ・ 幅広い評価項目の中から、公共工事の各執行過程（計画設計・入札審査・契約検査）において主要な項目を選定し、取り組みの達成度を評価します。（別紙－1）
- ・ 選定した評価項目は、中部ブロック発注者協議会で定められた11項目の自己評価項目を基本とし、法令で位置付けられている義務事項、努力義務事項、その他の取り組みとし、品質の確保、コストの縮減、プロセスの透明性等を追加して、21項目を選定しました。

②評価の仕方

- 各発注段階毎に①実施率で評価するもの②実施状況で評価するものに分け、実施率で評価するものは、4段階（配点比率5：3：1：0）で評価、実施状況で評価するものは、実施したか否かで2段階評価します。
- 配点については、評価項目基礎点を公共工事の品質確保に対する寄与度で重み付けした3段階（20，10，5点）とし、別紙－1に定めた発注者、受注者、国民における取り組みの影響率（配点率）を掛け項目毎の得点を算出します。1項目最大60点から12点とし、合計606点満点とします。
- 影響率は3者（発注者、受注者、国民）に対する影響度により7パターンを設定します。（別紙－2）

③評価結果の表示

○取り組み状況

- 評価結果は、一目で分かりやすい格付けをイメージした表示方法としました。
- 21項目の総得点の満点に対する得点率により以下の格付け表示を用います。

取り組み状況	記号	得点率
公共工事の品質確保に十分に取り組んでいる	Aa	90%以上
	Ab	90%未満80%以上
	Ac	80%未満70%以上
公共工事の品質確保に取り組んでいる	Bb	70%未満60%以上
	Bc	60%未満50%以上
公共工事の品質確保の取り組みが一般的だが更なる取り組みが必要	C	50%未満

○改善の傾向

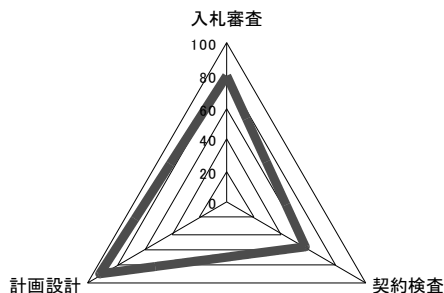
- 発注者は取り組みについて目標を設定し、品質確保の取り組みを改善する努力をしています。このため、その達成状況を記号化し、改善の傾向を表します。
（今年度については、中部ブロック発注者協議会で目標を定めているため、この達成状況を年度末にフォローアップして付加する考えです。）

目標達成状況	記号	達成率
発注者による設定目標を達成できた	(+)	90%以上
概ね達成できた	(±)	90%未満70%以上
達成できない	(－)	70%未満

- 併せて、来年度の取り組み方針や重点項目等をコメントし、取り組みの状況の格付け、改善の傾向、コメントをセットとして評価結果とします。

④評価結果の補完（レーダーチャート表示）

- 格付け評価の内容を補完し、重点的に改善すべき点を明らかにし、自らの改善行動に繋げることを目的として、公共工事の執行過程毎の評価内容をレーダーチャートにより詳細明示します。



2. 評価結果の活用（※前回どおり）

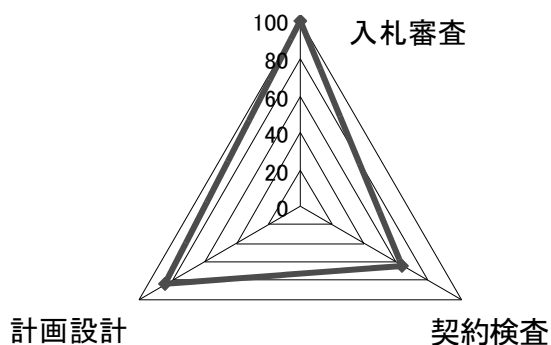
- 取り組みを計画、実行した後、これらを再評価することで次の改善点の把握を行い、継続的に取り組みの改善に繋げることで公共工事の更なる品質向上を図ります。（PDCA）

3. 中部地方整備局の自己評価

- 平成21年度末を基本とした中部地方整備局の取り組み状況を自己評価した結果、以下のとおりとなりました。

A c (+)

実施目標は概ね達成できた。平成22年度は工事事故の減少を目指すとともに、一部実施としていた「建設ICT」については目標を達成したが、今後本格導入に向けて更に推進する。



前回（H22年1月）に公表した、評価結果は「A b」となっていますが、平成21年度1年間を通した自己評価を行ったところ、前年度と比較しH21年度は事故が増加したことにより、取り組み状況の得点率が77%となり、評価結果は「A c」となりました。また、改善の傾向として中部地方整備局の自らの設定目標は達成できたことにより（+）評価を行っています。今後は工事事故の減少を目指すとともに、建設ICTの導入に向けた推進他、幅広く改善に取り組んでいきます。

公共工事の発注者評価項目配点基準

評価項目及び 評価の仕方 公共工事の過程	評価項目	結果の状況	配分点	配分点内訳	配点率			配点
					発注者	受注者	国民	
計画・設計	①業務委託発注における技術力の評価	80%以上実施 80%未満50%以上実施 50%未満30%以上実施 30%未満実施	20点	20点 12点 4点 0点	1	0.8	1	56点
	②設計照査等の実施	実施 未実施	20点	20点 0点	1	1	1	60点
	③業務委託技術審査基準、ガイドラインの整備・公表	実施 未実施	10点	10点 0点	1	0.8	0.6	24点
入札・審査	④総合評価落札方式の実施率	80%以上実施 80%未満50%以上実施 50%未満30%以上実施 30%未満実施	20点	20点 12点 4点 0点	1	0.8	1	56点
	⑤総合評価落札方式におけるボランティアや災害復旧等の地域貢献(表彰)についての評価	実施 未実施	5点	5点 0点	1	1	0.4	12点
	⑥低入札率	3%未満 3%以上5%未満 5%以上8%未満 8%以上	10点	10点 6点 2点 0点	1	1	0.6	26点
	⑦低入札調査基準価格・最低制限価格の適切な改正	実施 未実施	10点	10点 0点	1	1	0.6	26点
	⑧予定価格の事後公表率	90%以上実施 90%未満80%以上実施 80%未満70%以上実施 70%未満実施	10点	10点 6点 2点 0点	1	0.8	0.6	24点
	⑨資材単価・需給動向に関する情報共有の有無	実施 未実施	5点	5点 0点	1	1	0.4	12点
	⑩施工体制把握のための要領の公表	実施 未実施	10点	10点 0点	1	0.8	0.6	24点
契約・検査	⑪施工プロセスを通じた検査の導入	実施 未実施	5点	5点 0点	1	1	1	15点
	⑫公共工事施行の安全指針、マニュアルの整備	実施 未実施	5点	5点 0点	1	0.8	0.6	12点
	⑬工事成績(平均点+5点以上の率)	20%以上 20%未満10%以上 10%未満5%以上 5%未満	20点	20点 12点 4点 0点	1	1	1	60点
	⑭事故発注状況(事故率)	事故率3%未満 事故率3%以上5%未満 事故率5%以上8%未満 事故率8%以上	10点	10点 6点 2点 0点	1	0.8	0.6	24点
	⑮設計変更に関する指針、ガイドライン等の整備	実施 未実施	5点	5点 0点	1	1	0.8	14点
	⑯ワンデーレスポンスの実施	実施 未実施	20点	20点 0点	1	1	1	60点
	⑰建設ICTの実施	実施 未実施	10点	10点 0点	1	1	1	30点
	⑱受発注者間の工事情報の共有を目的としたインターネットによる情報共有サービスの活用	実施 未実施	5点	5点 0点	1	1	1	15点
	⑲建設リサイクル率	90%以上 90%未満80%以上 80%未満70%以上 70%未満	5点	5点 3点 1点 0点	1	0.8	0.8	13点
	⑳コスト削減の実施(コスト削減率)	20%以上 20%未満15%以上 15%未満10%以上 10%未満	10点	10点 6点 2点 0点	1	0.8	1	28点
	㉑適正工期(休日作業率)	5%未満 5%以上10%未満 10%以上20%未満 20%以上	5点	5点 3点 1点 0点	1	1	1	15点
合 計								606点

影響率(配点率)の設定

1. 影響率(配点率)の考え方

【発注者に対する影響】

配点率	影響の度合い
1	自己評価される対象のため、配点率はすべて1とする

【受注者に対する影響】

配点率	影響の度合い	キーワード
1	経営の健全化に直接的に影響する	建設生産システムの健全化、品質の向上、工事の円滑化・効率化
0.8	経営の健全化に間接的に影響する	透明性、安全性

【国民に対する影響】

配点率	影響の度合い	キーワード
1	良いものを早く安く利用可能となり直接的な影響が大きい	品質の向上、効率的かつ経済的
0.8	直接的な影響がやや少ない	効率化、より良い環境の享受
0.6	直接的な影響が少なく間接的に影響する	透明性、安全性
0.4	直接的な影響が小さく限定的な範囲に影響する	企業による地域貢献の享受

2. 評価項目と影響率(配点率)の7パターン一覧

パターン	公共工事 の過程	評価項目	配点率			コメント
			発注者	受注者	国民	
1	計画設計	② 設計照査等の実施	1	1	1	受注者には経営の健全化に直接的に影響し、国民には良いものを早く安く利用可能となり直接的な影響が大きい
	契約検査	⑪ 施工プロセスを通じた検査の導入	1	1	1	
	契約検査	⑬ 工事成績(平均点+5点以上の率)	1	1	1	
	契約検査	⑯ ワンデーレスポンスの実施	1	1	1	
	契約検査	⑰ 建設ICTの実施	1	1	1	
	契約検査	⑱ インターネットによる情報共有サービスの活用	1	1	1	
	契約検査	㉑ 適正工期(休日作業率)	1	1	1	
2	入札審査	⑮ 設計変更に関する指針、ガイドラインの整備	1	1	0.8	受注者には経営の健全化に直接的に影響し、国民には直接的な影響がやや少ない
3	入札審査	⑥ 低入札率	1	1	0.6	受注者には経営の健全化に直接的に影響し、国民には直接的な影響が少なく間接的に影響する
	入札審査	⑦ 低入札調査基準価格・最低制限価格の適正な改正	1	1	0.6	
4	入札審査	⑤ 総合評価落札方式における地域貢献の評価	1	1	0.4	受注者には経営の健全化に直接的に影響し、国民には直接的な影響が小さく限定的な範囲に影響する
	入札審査	⑨ 資材単価・需要動向に関する情報提供の有無	1	1	0.4	
5	計画設計	① 業務委託発注における技術力の評価	1	0.8	1	受注者には経営の健全化に間接的に影響し、国民には良いものを早く安く利用可能となり直接的な影響が大きい
	入札審査	④ 総合評価落札方式の実施率	1	0.8	1	
	契約検査	⑳ コスト縮減の実施(コスト縮減率)	1	0.8	1	
6	契約検査	⑲ 建設リサイクル率	1	0.8	0.8	受注者には経営の健全化に間接的に影響し、国民には直接的な影響がやや少ない
7	計画設計	③ 業務委託技術審査基準、ガイドラインの整備・公表	1	0.8	0.6	受注者には経営の健全化に間接的に影響し、国民には直接的な影響が少なく間接的に影響する
	入札審査	⑧ 予定価格事後公表率	1	0.8	0.6	
	契約検査	⑩ 施工体制把握のための要領の公表	1	0.8	0.6	
	契約検査	⑫ 安全指針・マニュアルの整備	1	0.8	0.6	
	契約検査	⑭ 事故発生状況(事故率)	1	0.8	0.6	

【建通新聞】

平成22年7月7日(水曜日)〈1面〉

自己評価「A c」

09年度の中部地整

工事事故減少を目指す

国土交通省中部地方整備局は5日、2009年度の発注者としての取り組みについて自己評価評価結果を公表した。実施目標はおおむね達成できたものの、前年度と比べて事故が増加したことから、

ら、評価は上から3番目の「A c」。10年度は工事事故の減少を目指すとともに、建設ICTについては本格導入に向けてさらに推進するとした。発注者としての自己評価は、公共工事品質確保の取り組みの一環。公共工事の発注者、受注者が対等のパートナーとして、それぞれの役割を果たすことで、公共工事の品質が確保される必要があるとの考えから、建設生産システムの適正化に発注者として取り組んでいるかを自己評価することにした。取り組み状況

は、評価項目の総得点の満点に対する得点率で格付け表示する。

ことし1月の評価結果は「A b」だったが、09年度1年間を通した評価では、取り組み情報の得点率が77%となり、評価結果が「A c」に低下した。ただ、改善の傾向は、自らの設定目標を達成できたことから「+」評価となった。公共工事の執行過程ごとの評価内容を示したレーダーチャートでは、入札審査は100だが、計画設計が約80、契約審査が60となっている。

発注者としての自己評価手法を設けている中部地方整備局は、2009年度の公共工事の品質確保に関する取り組み状況を評価した結果、取り組み状況については得点率80%未満70%以上の「A c」、設定目標については達成率90%以上の(+)となったことを明らかにした。同局は今後、「工事故の減少を目指すとともに、建設ICT(情報通信技術)の本格導入に向けてさらに推進する」とコメントしている。

自己評価手法はことし1月に公表。コスト縮減など21項目を評価し

取り組み A c 設定目標 + 整備局の品質確保自己評価

た上で、A a(得点率90%以上)、A b(90%未満80%以上)、A c(80%未満70%以上)、B b(70%未満60%以上)、B c(60%未満50%以上)、C(50%未満)の6段階に格付けするとともに、設定目標に対する達成状況を(+・達成率90%以上)、(±・90%未満70%以上)、(-・70%未満)と区分して改善傾向も表す。

同局が2009年12月に試行的に行った自己評価では今回を上回るA bが出ていたが、事故の増加が影響して09年度全体では取り組み状況の得点率が77%となりA cとなった。

一段低い「A」C

中部地整の自己評価

中部地方整備局はこの
ほど、平成21年度の発注

者としての自己評価をま
とめた。

その結果、21年度末で
自己評価を行った結果、

昨年度の「A」から一
段低い「A」Cの評価と
なった。これは、前年度
と比べて事故が増加した
ことによるもの。実施目
標は概ね達成できたが、
22年度は工事故の減少
を目指すとともに、一部
実施していた「建設IC

今後本格導入に向けてさ
らに推進する、としてい
る。自己評価の視点は、
執行プロセス、執行結果、
執行環境の視点で、計画
設計、入札審査、契約検
査などで評価した。取り
組み状況の得点率が77%
となり、今回の結果は「A
C」となった。

「中部ブロック発注者協議会」規約

（設置）

第1条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定）」（以下「基本方針」という。）の趣旨を踏まえ、中部ブロック発注者協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化するとともに地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組みを促進し、もって中部ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、次の事項について連絡調整を行うとともに、取り組みの強化を図る。

- 一 基本方針等に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策について
- 二 地域を支える建設生産システムの向上について
- 三 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長を置き、国土交通省中部地方整備局長がこれにあたる。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を置き、農林水産省東海農政局長がこれにあたる。
- 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

併せて各県地域における取り組みの円滑化を図るものとする。

2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、国土交通省中部地方整備局企画部長がこれにあたる。

4 幹事会に副幹事長を置き、農林水産省東海農政局整備部長がこれにあたる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、中部地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この規約は、平成22年 4月28日から施行する。

第4条関係（委員）

会 長	国土交通省 中部地方整備局長
副 会 長	農林水産省 東海農政局長
委 員	警察庁 中部管区警察局 総務監察部長
	警察庁 中部管区警察学校長
	財務省 東海財務局 総務部長
	財務省 名古屋税関 総務部長
	国税庁 名古屋国税局 総務部次長
	厚生労働省 東海北陸厚生局長
	厚生労働省 岐阜労働局長
	厚生労働省 静岡労働局長
	厚生労働省 愛知労働局長
	厚生労働省 三重労働局長
	林野庁 中部森林管理局長
	経済産業省 中部経済産業局 総務企画部長
	国土交通省 中部運輸局長
	海上保安庁 第四管区海上保安本部 総務部長
	環境省 中部地方環境事務所長
	岐阜県 副知事
	静岡県 副知事
	愛知県 副知事
	三重県 副知事
	静岡市 副市長
	浜松市 副市長
	名古屋市 副市長
	岐阜県 市長会会長
	静岡県 市長会会長
	愛知県 市長会会長
	三重県 市長会会長
	岐阜県 町村会会長
	静岡県 町村会会長
	愛知県 町村会会長
	三重県 町村会会長
	中日本高速道路株式会社 名古屋支社長
	(独)都市再生機構 中部支社長
	(独)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター 所長
	(独)水資源機構 中部支社長
	(独)森林総合研究所 森林農地整備センター 中部整備局長

岐阜県道路公社 理事長
静岡県道路公社 理事長
愛知県道路公社 理事長
三重県道路公社 理事長
名古屋高速道路公社 理事長
名古屋港管理組合 副管理者
四日市港管理組合 副管理者
日本下水道事業団 東海総合事務所長

オブザーバー 法務省名古屋法務局
名古屋高等裁判所

第 7 条関係（幹事）

幹 事 長	国土交通省 中部地方整備局 企画部長
副幹事長	農林水産省 東海農政局 整備部長
幹 事	警察庁 中部管区警察局 総務監察部 会計課長
	警察庁 中部管区警察学校 庶務部長
	財務省 東海財務局 会計課長
	財務省 名古屋税関 会計課長
	国税庁 名古屋国税局 総務部 営繕監理官
	厚生労働省 東海北陸厚生局 総務課長
	厚生労働省 岐阜労働局 総務部長
	厚生労働省 静岡労働局 総務部長
	厚生労働省 愛知労働局 総務部長
	厚生労働省 三重労働局 総務部長
	林野庁 中部森林管理局 総務部長
	経済産業省 中部経済産業局 総務企画部 会計課長
	国土交通省 中部地方整備局 総務部長
	国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部長
	国土交通省 中部運輸局 総務部長
	海上保安庁 第四管区海上保安本部 経理課長
	環境省 中部地方環境事務所 総括自然保護企画官
	岐阜県 県土整備部長
	静岡県 交通基盤部長
	愛知県 建設部長
	三重県 県土整備部長
	愛知県 農林水産部長
	三重県 環境森林部長
	三重県 農水商工部長
	静岡市 建設局長
	浜松市 土木部長
	名古屋市 財政局 契約監理監
	岐阜県 市長会 事務局長
	静岡県 市長会 事務局長
	愛知県 市長会 事務局長
	三重県 市長会 事務局長
	岐阜県 町村会 事務局長
	静岡県 町村会 事務局長
	愛知県 町村会 事務局長
	三重県 町村会 事務局長

中日本高速道路株式会社 名古屋支社 技術検査部長
(独)都市再生機構 中部支社 都市再生業務部長
(独)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター 副所長
(独)水資源機構 中部支社 建設部長
(独)森林総合研究所 森林農地整備センター 中部整備局 契約課長
岐阜県道路公社 事業部長
静岡県道路公社 道路部長
愛知県道路公社 工務部長
三重県道路公社 伊勢事務所長
名古屋高速道路公社 計画部長
名古屋港管理組合 建設部長
四日市港管理組合 経営企画部理事
日本下水道事業団 東海総合事務所 施工管理課長

オブザーバー 法務省名古屋法務局
名古屋高等裁判所

中部ブロック発注者協議会 公共工事の品質確保対策などの現状調査表(工事)

機関名:

〇〇〇県

取組内容	項目	実施状況把握指標	実施状況把握項目(平成21年度)		
			単位他	平成21年度	平成22年度改定
①公共工事の品質確保対策に関する取り組み	1	●工事における総合評価落札方式実施状況			
		①工事発注件数	件	100	
・総合評価落札方式の普及促進		②一般競争入札(工事)	件	40	
		③総合評価落札方式(工事)			
		1)実施件数	件	50	
		・本格導入 or 試行 or なし	本格導入:○ 試行:▲ なし:×	▲	平成22年度より本格導入
		・実施対象		2,500万円以上の工事	
		・H22年度実施見込み実施率	%	50	
		2)総合評価落札方式タイプ数、名称			
		・タイプ数等	個	2	
		・名称		標準型(Ⅰ型)、技術対話型	
		3)評価式タイプ(除算式、加算式、その他)	3者より選択(例、除算	加算式	
		4)総合評価項目	方法、内容記入	技術者の能力等	
		5)同種工事等の施工実績についての評価(技術者)	有:○ 無:×	○	
		6)継続教育(CPD)単位の取得についての評価(技術者)	有:○ 無:×	×	
		7)工事成績についての評価(技術者)	有:○ 無:×	○	
		8)同種工事等の施工実績についての評価(企業)	有:○ 無:×	○	
		9)工事成績についての評価(企業)	有:○ 無:×	○	
		10)地域内の拠点の有無についての評価(企業)	有:○ 無:×	○	
		11)過去の近隣地域の施工実績についての評価(企業)	有:○ 無:×	○	
		12)道路除雪作業の実績についての評価(企業)	有:○ 無:×	○	
		13)河川・道路応急維持作業等の実績についての評価(企業)	有:○ 無:×	○	
		14)技術者表彰についての評価	有:○ 無:×	○	
		15)優良工事表彰についての評価	有:○ 無:×	○	
		16)安全対策表彰についての評価	有:○ 無:×	○	
		17)その他表彰についての評価	有:○ 無:×	○	
		18)災害復旧等の地域貢献(表彰)についての評価	有:○ 無:×	○	
		19)ボランティアによる地域貢献(表彰)についての評価	有:○ 無:×	○	
		20)事故等によるマイナス評価	有:○ 無:×	○	
		21)指名停止によるマイナス評価	有:○ 無:×	○	
		22)企業からの技術提案の評価(施工計画等)	有:○ 無:×	○	
		23)施工体制の評価	有:○ 無:×	○	
		24)下請協力企業の評価	有:○ 無:×	○	
		25)その他の評価項目			
		・有無	有:○ 無:×	○	
		・名称		契約後VEの実績の有無	
		④第三者委員会	有:○ 無:×	○	
		・単独又は・他機関の支援		〇〇県第3者委員会	
		⑤入札契約過程における苦情等への適切な対応			
		・有無	有:○ 無:×	○	
		・方法、内容		入札監視委員会の活用	
		⑥施工体制確認型総合評価落札方式の実施	有:○ 無:×	○	
		⑦技術審査基準	有:○ 無:×	○	
・工事管理、工事検査、工事成績評定に関する技術力向上と情報共有	2	●監督検査の実施状況			
		①監督の実施			
		・有無	有:○ 無:×	○	
		・実施対象		2,500万円以上の工事	
		②検査の実施			
		・有無	有:○ 無:×	○	
		・実施対象		2,500万円以上の工事	

中部ブロック発注者協議会 公共工事の品質確保対策などの現状調査表(工事)

機関名:

〇〇〇県

取組内容	項目	実施状況把握指標	実施状況把握項目(平成21年度)		
			単位他	平成21年度	平成22年度改定
・公共工事施行の安全対策の強化		③監督検査要領、基準	有:○ 無:×	○	
		④監督検査要領、基準の公表	有:○ 無:×	○	
		⑤土木工事共通仕様書	有:○ 無:×	○	
		⑥土木工事品質管理基準	有:○ 無:×	○	
		⑦土木工事出来形管理基準	有:○ 無:×	○	
		⑧検査タイプ数、名称			
		・件数等	件	50	
		・名称		完成検査、中間技術検査	
		⑨中間技術検査			
		・有無	有:○ 無:×	○	
		・実施対象		年2回程度	
		⑩重点監督	有:○ 無:×	○	
		⑪施工プロセスを通じた検査	有:○ 無:×	○	
		⑫出来高部分払い方式	有:○ 無:×	○	
		⑬国等の検査への臨場	有:○ 無:×	▲	
		⑭品質証明員制度	有:○ 無:×	○	
		⑮国、県等で実施する監督・検査に関する研修等への参加	有:○ 無:×	○	
		3 ●施工体制の確保			
		①施工体制点検	有:○ 無:×	○	
		②施工体制台帳の写しの発注者への提出	有:○ 無:×	○	
		③施工体制把握のための要領の公表	有:○ 無:×	○	
		4 ●工事成績評定の実施状況			
		①成績評定の実施(工事)	有:○ 無:×	○	
		②工事成績評定における施工状況の評価	有:○ 無:×	○	
		③成績評定要領、基準	有:○ 無:×	○	
		5 ●成績評定の相互利用	有:○ 無:×	○	
		6 ●工事成績の再説明請求に対する対応			
		・有無	有:○ 無:×	○	
		・方法、内容		第三者委員会の設置	
		①工事成績の公表	有:○ 無:×	○	
		②工事成績の請負者への通知	有:○ 無:×	○	
		③第三者機関の設置	有:○ 無:×	○	
		④再説明請求	有:○ 無:×	○	
		7 ●国際標準化機構(ISO)規格の活用	有:○ 無:×	○	
		8 ●発注者支援技術者の活用状況			
		・有無	有:○ 無:×	○	
		・名称		積算技術、監督検査	
		9 ●コリンズ等の活用状況	有:○ 無:×	○	
		・名称		コリンズ	
		10 ●表彰制度			
		①表彰基準	有:○ 無:×	○	
		②ランキング公表状況	有:○ 無:×	×	
		③優秀企業認定状況	有:○ 無:×	○	
		④優良工事表彰についての評価	有:○ 無:×	○	
		⑤優良工事技術者表彰	有:○ 無:×	○	
		⑥安全工事表彰	有:○ 無:×	○	
		⑦その他表彰	有:○ 無:×	○	
		⑧下請業者表彰	有:○ 無:×	○	
		⑨下請業者専任技術者表彰	有:○ 無:×	○	
		11 ●安全対策の実施状況			

中部ブロック発注者協議会 公共工事の品質確保対策などの現状調査表(工事)

機関名:

〇〇〇県

[illegible]

中部ブロック発注者協議会 公共工事の品質確保対策などの現状調査表(工事)

機関名:

〇〇〇県

取組内容	項目	実施状況把握指標	実施状況把握項目(平成21年度)		
			単位他	平成21年度	平成22年度改定
・建設ICT・新技術の普及促進		①建設ICTの導入			
		・本格導入 or 試行 or なし	本格導入:○ 試行:▲ なし:×	○	
		②情報化施工モデル工事の実施			
		・有無	有:○ 無:×	○	
		・件数等	件	50	
	20	●監督業務の改善(直営化による技術力向上)			
		・有無	有:○ 無:×	○	
		・方法、内容		直営化による技術力向上	
・建設企業の施行能力、信頼性、地域貢献度の適切な評価	21	●地域貢献度等の評価状況			
上記 ・総合評価落札方式の普及促進 着色と重複					
・建設施工に関する受発注者からの課題に対する迅速な対処		22 ●ワンデーレスポンス等の取組状況	有:○ 無:×	○	
		23 ●工事執行プロセス検討会	有:○ 無:×	○	
		24 ●3者会議(工事監理連絡会)の実施	有:○ 無:×	○	
		25 ●不調・不落対策			
		①不調件数	件	5	
		②不落件数	件	5	
		③取り組み事例			
		・有無	有:○ 無:×	○	
		・方法、内容		見積もりを活用する積算発注方式	
	26	●単品スライド実施状況	有:○ 無:×	○	
		①適用品目			
		・件数等	件	30	
		・名称		鋼材類	
		②スライド件数	件	10	
		27 ●粗雑工事の対処			
		①粗雑工事件数	件	5	
		②対処規程	有:○ 無:×	○	
	28	●予定価格			
		①積算基準	有:○ 無:×	○	
		②標準歩掛			
		・有無	有:○ 無:×	○	
		・方法、内容		施工合理化調査	
		③施工合理化調査	有:○ 無:×	○	
		④機労材単価			
		・有無	有:○ 無:×	○	
		・方法、内容		労務費調査	
		⑤労務費調査	有:○ 無:×	○	
		⑥資材価格調査	有:○ 無:×	○	
	29	●低入札対策			
		①低入札件数(工事)	件	50	
		②特別重点調査の実施	有:○ 無:×	○	
		29 ③低入札調査基準価格の設定			
		・有無	有:○ 無:×	○	
		・方法、内容		予定価格の○%以下	
	30	④低入札価格調査基準価格の見直し			
		・有無	有:○ 無:×	○	
		・方法、内容			
		⑤低入札調査基準価格の公表	有:○ 無:×	○	
		・事前 or 事後	事前 or 事後	事後	

中部ブロック発注者協議会 公共工事の品質確保対策などの現状調査表(工事)

機関名:

〇〇〇県

取組内容	項目	実施状況把握指標	実施状況把握項目(平成21年度)		
			単位他	平成21年度	平成22年度改定
		・方法、内容		閲覧	
		⑥事前公表理由の公表	有:○ 無:×	×	
		・方法、内容		HP	
		⑦低入札価格調査	有:○ 無:×	○	
		⑧最低価格制限、上限価格制限の設定	有:○ 無:×	○	
		⑨取り組み事例			
		・有無	有:○ 無:×	○	
		・方法、内容			
		⑩コスト調査(工事)	有:○ 無:×	○	
		⑪見積もりを活用する積算方式	有:○ 無:×	○	
		⑫平均落札率	%	90	
		⑬抽選工事件数	件	6	

中部ブロック発注者協議会 公共工事の品質確保対策などの現状調査表(業務)

機関名:

〇〇〇県

取組内容	項目	実施状況把握指標	実施状況把握項目(平成21年度)		
			単位他	平成21年度	平成22年度改定
①公共工事の品質確保対策に関する取り組み ・総合評価落札方式の普及促進 <					

中部ブロック発注者協議会 公共工事の品質確保対策などの現状調査表(業務)

機関名:

〇〇〇県

取組内容	項目	実施状況把握指標	実施状況把握項目(平成21年度)		
			単位他	平成21年度	平成22年度改定
・受発注者間の工事情報共有	10	● 予定価格			
		① 公表状況(事前、事後)			
		・有無	有:○ 無:×	○	
		・事前 or 事後	事前 or 事後	事後	
	11	・方法、内容		閲覧	
		● 受発注者間の工事情報等の共有状況			
		① 取り組み事例(例: 情報共有サーバー(ASP等)の活用)			
		・有無	有:○ 無:×	○	
		・方法、内容		情報共有サーバー(ASP等)の活用	
		② 電子納品への対応(工事書類の簡素化)	有:○ 無:×	○	
		③ 電子入札	有:○ 無:×	○	
③ 地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組み ・地元優良企業の育成	12	● 低入札対策			
		① 低入札件数(業務)	件	20	
		② 特別重点調査の実施	有:○ 無:×	○	
		③ 取り組み事例	有:○ 無:×	○	
	13	● 粗雑業務の対処			
		① 粗雑業務件数	件	30	
		② 対処規程	有:○ 無:×	○	
	14	● 予定価格			
		① 積算基準			
		・有無	有:○ 無:×	○	
		② 標準歩掛			
		・有無	有:○ 無:×	○	
		・方法、内容		歩掛調査	
		③ 機労材単価			
		・有無	有:○ 無:×	○	
		・方法、内容		労務費調査	
		④ 労務費調査	有:○ 無:×	○	
		⑤ 低入札調査基準価格の設定(業務)			
		・有無	有:○ 無:×	○	
		・方法、内容		予定価格の○%以下	
		⑥ 低入札調査基準価格の公表	有:○ 無:×	○	
		・事前 or 事後	事前 or 事後	事後	
		・方法、内容		閲覧	
		⑦ 事前公表理由の公表	有:○ 無:×	×	
		・方法、内容		HP	
		⑧ 低入札価格調査	有:○ 無:×	○	
		⑨ 最低価格制限、上限価格制限の設定	有:○ 無:×	○	
		⑩ コスト調査(業務)	有:○ 無:×	○	
		⑪ 平均落札率	%	90	